

徳島市国土強靱化地域計画

【令和4年度版】

- 本編
- 別紙1 施策及び重要業績指標一覧
- 別紙2 その他資料編
- 別紙3 脆弱性評価結果

令和5年3月

徳島市

目 次

はじめに

第 1 章	計画策定の趣旨、位置付け	1
第 2 章	基本的な考え方	2
第 3 章	強靱化の取組の現状と課題（脆弱性評価）	4
第 4 章	国土強靱化の推進方針	19
1	大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る	21
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	34
3	必要不可欠な行政機能は確保する	42
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	44
5	経済活動を機能不全に陥らせない	45
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	48
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	52
8	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	56
	横断的分野	61
	本市強靱化に関連する国、県及び関係機関の主な指標	66
第 5 章	施策の重点化	71
第 6 章	計画の推進と進捗管理	72
参考資料		73
	計画の策定経過	74
	徳島市国土強靱化地域計画策定会議設置要綱	78
	徳島市国土強靱化地域計画策定会議・幹事会名簿	80
	徳島市国土強靱化地域計画策定市民会議設置要綱	82
	徳島市国土強靱化地域計画推進会議設置要綱	84
	徳島市国土強靱化地域計画推進会議・幹事会名簿	86
	徳島市国土強靱化地域計画推進市民会議設置要綱	88
別紙 1	施策及び重要業績指標一覧（1-1 ～ 1-54）	
別紙 2	その他資料編（2-1 ～ 2-23）	
別紙 3	脆弱性評価結果（3-1 ～ 3-51）	

はじめに

本市は、水都と呼ばれるように多くの河川が流れ、水と緑に囲まれた自然豊かな都市である一方、三角州に広がる低地帯が多く、古くから地震による津波や地盤沈下、台風に伴う高潮被害や広範囲の浸水被害に見舞われた歴史がある。また、列島においては、地震が周期的に発生し、近い将来に発生する可能性が高い南海トラフ地震への懸念が高まっている。

こうした中、市民生活や地域社会に大きな影響を及ぼす恐れのある大規模自然災害に備え、人命や社会機能を守り被害を最小限に抑える対応が図られなければならない。

国は、東日本大震災の教訓を踏まえ、国土強靱化基本法を定めて、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することや、生命、身体及び財産の保護並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化を目指し、施策を推進している。

本市も国・県との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた施策を総合的かつ計画的に実施するため、令和2年度から令和5年度までを計画期間とする「徳島市国土強靱化地域計画」を令和2年3月に策定した。

策定にあたっては、「徳島市国土強靱化地域計画策定市民会議」における、さまざまな分野の委員からの意見や提言を適切に反映した。

令和4年度は、効果的かつ効率的な計画の「推進」及び「進捗管理」のため、各部局における施策内容の見直しとともに、①重要業績指標の年度ごとの目標値を用いて、各年度末の実績を踏まえた達成度を「達成」・「順調」・「要努力」の3段階で評価（自己点検）し、②重要業績指標を設定していない施策の取組状況の明確化、③国土強靱化に資する新規施策及び重要業績指標の年度ごとの目標値の追加・修正を行った。

3段階で評価した各施策の重要業績指標の進捗状況、重要業績指標を設定していない施策の取組状況を踏まえ、国土強靱化に資する新規施策及び重要業績指標の年次ごとの目標値を「別紙1」に取りまとめ、新たに「徳島市国土強靱化地域計画【令和4年度版】」として策定したものである（令和5年3月）。

第1章 計画策定の趣旨、位置付け

1 計画策定の趣旨

近年、地球規模の異常気象により、大規模な水害や土砂災害の発生が懸念される状況となっている。

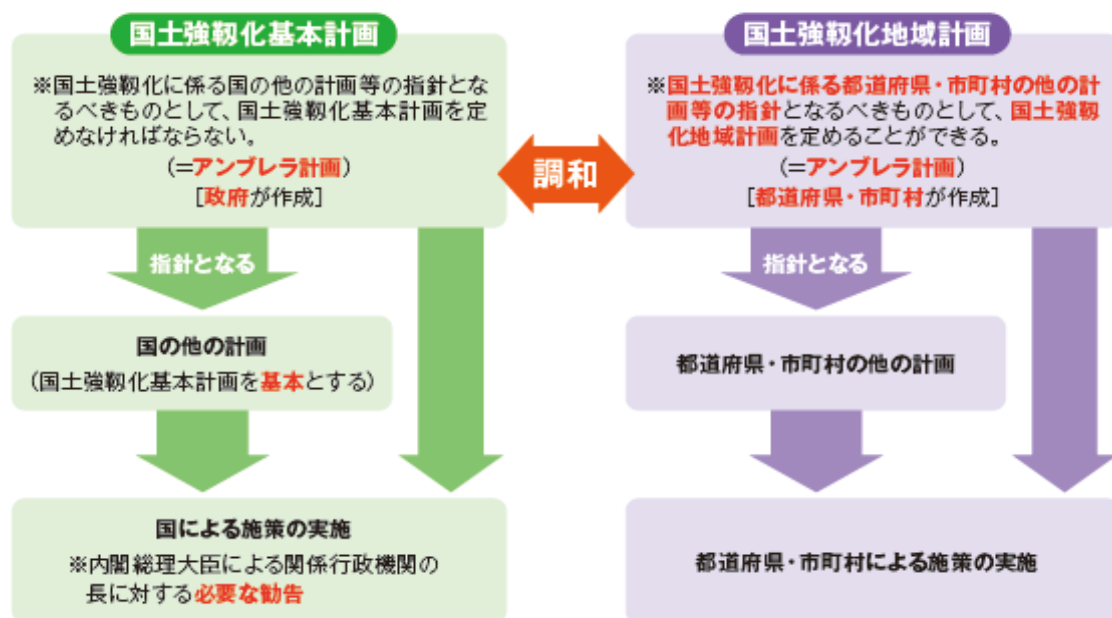
このような状況の中、国は、あらゆる「大規模自然災害」に対して、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った「国土強靱化」を実現するため平成26年6月に国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）を策定した。その後、策定から約5年が経過したことから、平成30年12月に、平成28年熊本地震等の災害から得られた知見、社会情勢の変化等を踏まえ「基本計画」の見直しを行った。

本市においても、近年多発する大規模自然災害を迎え撃つ「強靱な徳島市」をつくりあげ、市民生活や地域社会、産業、伝統・文化などを守るため、徳島市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）を策定する。

2 本計画の位置付け

本計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）第13条に基づく、「国土強靱化地域計画」であり、国土強靱化に関し、総合計画2021との整合を図りながら、本市が有する様々な計画等の指針となるものである。なお、本計画は、基本計画及び徳島県国土強靱化地域計画（以下「県計画」という。）と調和を図るものとする。

国土強靱化基本計画及び国土強靱化地域計画の関係



3 計画の推進期間

計画の推進期間は、令和5年度を目標年次とする。その後は、概ね5年ごとに計画の見直しを行うものとする。ただし、目標年次を迎える前であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じ見直しを行うものとする。

第2章 基本的な考え方

基本法においては、国土強靱化地域計画は、基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされ、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）においては、計画における目標は、原則として、基本計画に即して設定すると規定されている。また、県と一体となって大規模自然災害を迎え撃つ「強靱な徳島市」をつくりあげるためには、県計画と調和を図る必要がある。このため、次のように「基本目標」、「事前に備えるべき目標」及び「基本的な方針」を設定する。

1 基本目標

いかなる大規模自然災害が発生しようとも

- (1) 人命の保護が最大限図られる
- (2) 本市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- (3) 市民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られる
- (4) 迅速な復旧・復興を可能にする

2 事前に備えるべき目標

- (1) **大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る**
- (2) **救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する**
- (3) 必要不可欠な**行政機能は確保**する
- (4) 必要不可欠な**情報通信機能・情報サービスは確保**する
- (5) **経済活動を機能不全に陥らせない**
- (6) **ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる**
- (7) **制御不能な複合災害・二次災害を発生させない**
- (8) 地域社会・経済が迅速かつ**従前より強靱な姿で復興**できる条件を整備する

3 本市の強靱化を推進する上での基本的な方針

(1) 本市の強靱化に向けた取組姿勢

- ・本市の強靱性を損なう原因を**あらゆる側面から検討し、取組**にあたること
- ・短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念と政策立案概念の双方を持ちつつ、**長期的な視野を持って計画的な取組**にあたること
- ・国、県をはじめ関係機関等との連携協力による取組についても取り入れるなど、**本市の総力を挙げた取組**とすること
- ・本市が有する**潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化**すること
- ・**事前復興**の取組を推進すること
- ・「**持続可能な開発目標（SDGs）**」への対応
持続可能な環境や社会の実現に向け、平成27年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に貢献すること（※別紙2に関連資料を添付）

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ・災害リスクと地域の特性に応じて、**ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ**、効果的に施策を推進すること
- ・**「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ**、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組むこと
- ・非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、**平時にも有効に活用できる対策**となるよう工夫すること

(3) 効率的な施策の推進

- ・市民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた**時間管理概念**や、**財政資金の効率的な使用**による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること
- ・**既存の社会資本を有効活用**することにより、効率的かつ効果的に施策を推進すること
- ・限られた資金を最大限に活用するため、**民間資金の活用**を図ること
- ・施設等の**効率的かつ効果的な維持管理**に資すること

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ・本市の特性を踏まえた、本市独自のものとして、**先進的な取組を反映**すること
- ・**人のきずなや地域コミュニティ機能を強化**し、社会全体の強靱化を推進すること
また、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること
- ・**女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮**し、施策を講じること
- ・地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなど、**自然との共生**を図ること
- ・**「臨時情報」が発表された場合における防災対応**への取組を推進すること
(※別紙2に関連資料を添付)
- ・**支援の長期途絶に備えた取組**を推進すること

第3章 強靱化の取組の現状と課題（脆弱性評価）

1 脆弱性評価とは

大規模自然災害に対する脆弱性評価は、本市の特性を踏まえた上で、大規模自然災害による被害を回避するための施策の現状のどこに問題があるのかを知るために行うものである。これにより、本市の強靱化に必要な施策を効率的、効果的に実施することが可能となる重要なプロセスである。

評価は、国のガイドラインに沿って、想定するリスク、評価を行う個別施策分野及び横断的分野、起きてはならない最悪の事態を設定し行う。

2 本市の特性

(1) 地勢

本市は、徳島県の東部に位置し、市内北部を流れる吉野川が作りだした沖積平野の三角州上に造られた面積 191.52km²、人口 25 万人余りの都市である。

土地は、南西部が高く東北に至るに従って平坦になっているが、地質が肥よくで気候が温暖であるところから、農業の適地となっている。

市域は広く、ほぼ中央部に市の象徴というべき眉山（標高 290m）と城山（標高 61.7m）があり、市内には吉野川をはじめ、勝浦川、園瀬川、新町川、助任川など 134 もの川が流れ、水運を活用した産業の発展にも大きく寄与してきた。また、これらの小分流の間には、常三島、福島、寺島など「島」のつく地名が多く、水の都の感を強くしている。

しかし、昭和 21 年の南海大地震により地盤の沈下が激しく、満潮位以下の低地帯が市街地の 50% 以上を占めており、台風、大雨、高潮などの影響を受けやすい地勢となっている。



(2) 地質

徳島県の地質構造は、東西に中央構造線、仏像構造線などの構造線が走り、北から和泉帯、三波川帯、秩父帯、四万十帯に分けられる。

中央構造線の南側の三波川帯は、古生層が変成作用を受けてできた結晶片岩から成り、深部まで基岩が破碎され、地質が非常に脆弱であることから、多数の地すべり地が分布しており、日本有数の地すべり地帯で、本市南西部はこの三波川帯に含まれている。

また、本市北部の徳島平野は沖積低地で沖積層が広がり、地震による液状化の可能性が高い地質である。

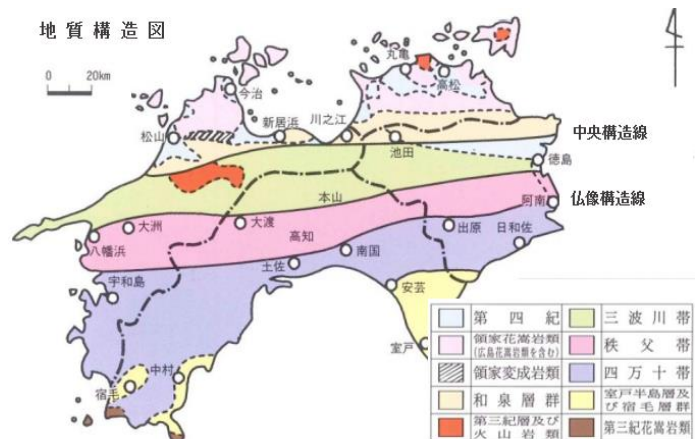


図 地質構造図
(資料参照：徳島県国土強靱化地域計画)

(3) 気象

本市は温和な気候に恵まれている。昭和56年から平成22年までの年間平均気温は16.6度、年間降水量は1,453.8mmで、平成30年の年間平均気温も17.1度、年間降水量は1,760mmである。

徳島県は台風の進路に当たることが多いので降水量は暖候期に多く寒候期に少ない。寒候期は空気の乾燥した日が続くことが多い。風は地形の影響で冬季には北西の風、夏季には南東の風が吹きやすい。夏の夕方には夕なぎの現象が起こる。

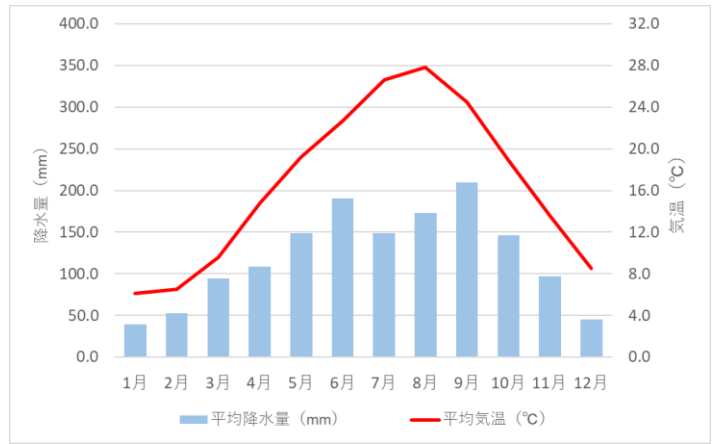


図 徳島市の気象データ
昭和56年から平成22年まで
30年間の月別平均気温及び月別平均降水量
(資料参照：徳島地方気象台)

(4) 人口

令和元年10月時点での本市の人口は、252,984人となっており、5年前の平成26年10月の257,067人に比べ4,083人減少し、平成11年以降は少子高齢化の影響などにより減少傾向にある一方、世帯数は増加傾向が続いており、世帯の小規模化が進んでいる。

表 徳島市の人口推移（資料参照：徳島市住民基本台帳）

年次	世帯数		人口（人）			
	世帯	増減数	総数	男	女	増減数
平成6年10月	96,701	-	262,821	125,546	137,275	-
平成11年10月	102,655	5,954	264,447	126,398	138,049	1,626
平成16年10月	107,203	4,548	262,837	125,320	137,517	△1,610
平成21年10月	111,577	4,374	258,884	123,041	135,843	△3,953
平成26年10月	116,143	4,566	257,067	121,908	135,159	△1,817
令和元年10月	119,927	3,784	252,984	120,080	132,904	△4,083

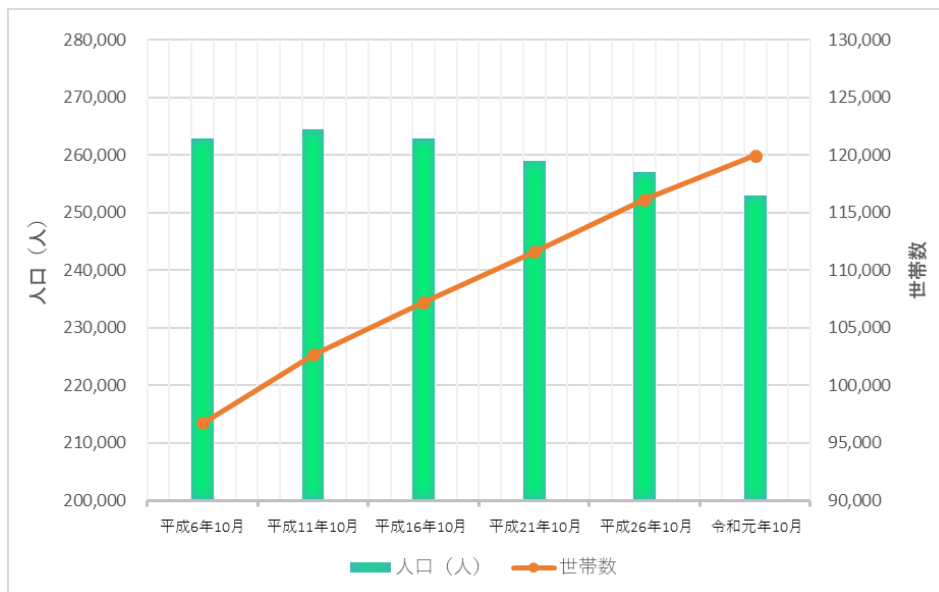


図 徳島市の人口推移
(資料参照：徳島市住民基本台帳)

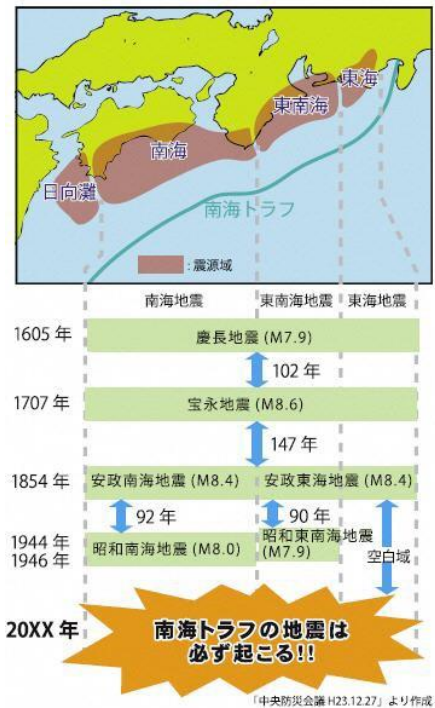
(5) 災害の歴史

①南海トラフ地震

徳島県は、有史以来幾度となく南海トラフを震源とする地震・津波により甚大な被害を受けており、江戸時代以降も、4度の地震・津波に襲われている。南海トラフ地震は、100年～150年間隔の周期で繰り返し発生しており、また、東海地震及び東南海地震と同時もしくは少しの間隔を開けて発生している。

平成31年1月1日現在の今後30年以内に南海トラフ地震が発生する確率は、地震調査研究推進本部によると70～80%となっている。

江戸時代以降に発生した大地震及び近年発生した大地震等を次に示した。



和暦	西暦	マグニチュード	地震名	被害状況
慶長9年 12月16日	1605年	7.9	慶長地震	淡路島安坂村千光寺の諸堂倒れ、仏像が飛散したとあるのみ。津波が犬吠埼から九州までの太平洋岸に襲撃して、八丈島で死57、浜人湖近くの橋本で100戸中80戸流失、死多数、紀伊西岸広村で1,700戸中700戸流失、阿波穴喰で波高2丈、死1,500余、土佐甲ノ浦で死350余、崎浜で死50余、室戸岬付近で死400余等ほぼ同時に2つの地震が起こったとする考えと、東海沖の1つの地震とする考えがある。
宝永4年 10月4日	1707年	8.6	宝永地震	わが国最大級の地震の一つ。全体で少なくとも死2万、漬家6万、流失家2万。震害は東海道・伊勢湾・紀伊半島で最もひどく、津波が紀伊半島から九州までの太平洋沿岸や瀬戸内海を襲った。津波の被害は土佐が最大。室戸・串本・御前崎で12m隆起し、高知市の東部の地約20km ² が最大2m沈下した。遠州灘沖及び紀伊半島沖で2つの巨大地震が同時に起こったとも考えられる。
安政元年 11月4日	1854年	8.4	安政東海地震	被害は関東から近畿に及び特に沼津から伊勢湾にかけての海岸がひどかった。津波が房総から土佐までの沿岸を襲い、被害をさらに大きくした。この地震による居宅の潰・焼失は約3万軒、死者は2千～3千人と思われる。沿岸では著しい地殻変動が認められた。
安政元年 11月5日	1854年	8.4	安政南海地震	東海地震の32時間後に発生、近畿付近では2つの地震の被害をはっきりとは区別できない。被害地域は中部から九州に及ぶ。津波が大きく、波高は串本で15m、久礼で16m、種崎で11mなど、地震と津波の被害の区別が難しい。死者数千、室戸・紀伊半島は南上がりの傾動を示し、室戸・串本で約1m隆起、甲浦・加太で約1m沈下した。

(参考：徳島市地域防災計画,地震災害対策編,平成30年修正版)

和暦	西暦	マグニ チュード	地震名	被害状況
昭和19年 12月7日	1944年	7.9	昭和東南海地震	静岡・愛知・三重などで合わせて死・不明1,223、住家全壊17,599、半壊36,520、流失3,129。遠く長野県諏訪盆地での住家全壊12などを含む。津波が各地に来襲し、波高は熊野灘沿岸で6～8m、遠州灘沿岸で12m、紀伊半島東岸で30～40cm地盤沈下した。
昭和21年 12月21日	1946年	8.0	昭和南海地震	被害は中部以西の日本各地にわたり、死1,330、家屋全壊11,591、半壊23,487、流失1,451、焼失2,598。津波が静岡県より九州にいたる海岸に来襲し、高知・三重・徳島沿岸で4～6mに達した。室戸・紀伊半島は南上がりの傾動を示し、室戸で1.27m、潮岬で0.7m上昇、須崎・甲ノ浦で約1m沈下。高知付近で田園15km ² が海面下に没した。
昭和30年 7月27日	1955年	6.4	徳島県の南部地震	昭和30年7月27日10時20分、那賀川上流を中心に震度5の地震揺れがあったと推定される。震源付近の宮浜、平谷、木頭の各村及び海南町で山・崖崩れが多数起こり、宮浜村では死傷者も出た。被害は死者1人、負傷者5人、山崩れ20箇所、トンネル崩壊1箇所、道路11箇所に及んだ。
昭和35年 5月23日	1960年	8.5	チリ沖地震	チリ地震津波、日本全体で死者不明者142、家屋全壊1,500余、半壊2,000棟（津波被害）
平成7年 1月17日	1995年	7.3	平成7年（1995年） 兵庫県南部地震	阪神淡路大震災、死者不明6,437人、負傷者43,792人、全壊104,906棟、半壊144,274棟、全半焼7,132棟、一部地域で震度7
平成23年 3月11日	2011年	9.0	平成23年（2011年） 東北地方太平洋沖地震	東日本大震災、死者不明者21,839人、負傷者6,219人、全壊127,830棟、半壊275,807棟、一部破損766,671棟（平成27年3月現在）、被害の多くは巨大津波によるもの。
平成28年 4月16日	2016年	7.3	平成28年（2016年） 熊本地震	4月14日21時26分に前震が発生し、28時間後の4月16日1時25分に本震が発生した。死者数は関連死を含め272人、住家全壊8,642棟（令和元年9月13日現在）となっている。
平成30年 6月18日	2018年	6.1	大阪府北部を 震源とする地震	6月18日7時58分、大阪府北部を震源とするマグニチュード6.1の地震が発生。死者6人、住家の全壊21棟、一部損壊は61,266棟（令和元年8月20日現在）となっている。停電件数は大阪府内で最大17万戸を超えた。また、この地震によるブロック塀の倒壊で下敷きとなり亡くなった方が複数発生している。
平成30年 9月7日	2018年	6.7	平成30年北海道 胆振東部地震	9月7日3時7分、北海道胆振地方中東部を震源とするマグニチュード6.7の地震が発生した。この揺れにより、石狩、胆振地方を中心に被害を受け、死者43人、住家全壊469棟（平成31年4月1日現在）となっている。厚真町では大規模な土砂災害が発生し、道内2,900カ所以上で液状化現象と見られる異常が確認され、一時は離島を除く道内全域で大規模な停電が発生した。

（参考：徳島市地域防災計画.地震災害対策編.平成30年修正版、徳島県自然災害誌、気象庁、消防庁資料等）

②大規模な水害

本市は「水都」と表現されるように多くの河川が流れている。これにより豊かな環境が恵まれてきた一方で、徳島県が台風の常襲地帯でもあるため、これまで幾度となく水害が発生し、大きな被害を受けてきた。

特に吉野川は、「四国三郎」とも呼ばれ、我が国の3大暴れ川の一つであり、かつては、毎年のように氾濫し、流域の人々を苦しめてきた。その名残として、吉野川流域では高地蔵や高石垣の家が各地に見られる。

また、本市は昭和36年には第二室戸台風による高潮災害で、2万を超える住家が全半壊又は浸水等の被害を受け、当時の徳島市役所東側（現市役所駐輪場付近）で約90cmの浸水を記録する等、甚大な被害にあっている。近年では平成16年10月にも台風23号によって、佐古地区での雨量が排水施設の排水能力を上回ったため、内水氾濫が起きる等、長時間にわたっての浸水被害が発生した。

これら台風や高潮以外でも、短時間での集中豪雨による道路冠水も発生しており、水害による被害を受けやすい地域特性であるため、水害対策は本市の強靱化にとって重要な課題となる。

本市がこれまで被害を受けてきた主な風水害及び近年発生した全国の大規模な風水害を次に示した。



第二室戸台風による浸水被害
徳島市内での救助の様子
(徳島市史編さん室資料提供)



平成16年台風23号による内水氾濫
佐古七番町

和暦	西暦	災害の原因	被害状況
昭和9年 9月21日	1934年	室戸台風	高知県室戸市に上陸し、被害は北海道を除く全国におよび、徳島県では高潮による大きな被害を受けた。人的被害は徳島市で1人の方が亡くなり、住家では133戸が全壊、81戸が半壊、床上浸水は4,650戸、床下浸水は9,800戸が被害を受けている。
昭和25年 9月3日	1950年	ジェーン台風	徳島県日和佐町（現美波町）に上陸し、大阪湾で高潮が起こり、船舶や家屋が被害を受ける等、全国で大きな被害を残した。人的被害は徳島市で7人の方が亡くなり、行方不明者が6人、負傷者が11人、住家では11戸が全壊、30戸が半壊、流失が3戸、床上浸水は2,414戸、床下浸水は18,958戸が被害を受けている。
昭和36年 9月16日	1961年	第二室戸台風	高知県室戸市に上陸し、徳島県東部を通過して阪神間を抜けた最大級の台風で、徳島県に記録的な高潮被害を残した。人的被害は徳島市で1人の方が亡くなり、17人が負傷、住家では118戸が全壊、353戸が半壊、床上浸水は13,867戸、床下浸水は20,864戸が被害を受けている。
平成16年 10月19日～20日	2004年	台風23号	10月20日13時頃、高知県土佐清水市に上陸した台風23号により、徳島県各地では大雨や暴風に見舞われた。このとき徳島市では、19日から20日にかけての総降水量349mm、最大瞬間風速36.1m/sを観測した。人的被害では、農業用水への転落等により、徳島市で2人の方が亡くなっている。

(参考：徳島県自然災害誌、徳島地方気象台、気象庁、消防庁資料等)

和暦	西暦	災害の原因	被害状況
平成21年 8月9日～10日	2009年	台風9号	日本の南海上を北上する台風9号の影響により、南から暖かく湿った空気が流れ込んだことで、大気の状態が非常に不安定となり、徳島県全域で大雨となった。このとき徳島市では、8月9日から10日にかけて、1時間降水量90.5mmの猛烈な雨を観測し、観測史上第1位となった。人的被害では、用水路への転落等により、徳島市で2人の方が亡くなっている。
平成25年 9月3日～4日	2013年	温帯低気圧	台風17号から変わった温帯低気圧が四国沖を東進した影響で、南から暖かく湿った空気が流れ込んだことで、徳島県では各地で大雨となった。このとき徳島市では、9月3日から9月4日にかけての総降水量は282mmを観測した。住家への被害では、床上浸水が6棟、床下浸水が26棟が発生した。また、多々羅川の護岸でも一部損傷被害を受けている。
平成26年 8月8日～10日	2014年	台風11号	8月10日6時頃、高知県安芸市付近に上陸した台風11号により、徳島県各地では大雨や暴風に見舞われた。このとき徳島市では、8日から10日にかけての総降水量が466mm、10日に最大瞬間風速33.2m/sを観測した。徳島市では、住家被害で床上浸水が15棟、床下浸水が45棟、土砂災害も1箇所が発生している。
平成30年 6月28日～7月8日	2018年	台風7号 梅雨前線	『平成30年7月豪雨』と呼ばれ、西日本を中心に全国の広い範囲で記録的な大雨となり、6月28日から7月8日にかけての総雨量は、四国地方で1,800mm、東海地方で1,200mmを超えた。また、48時間雨量、72時間雨量等が、中国地方や近畿地方等の多くの地点で観測史上第1位となった。この豪雨による河川の氾濫や土砂災害での被害は、全国で死者237人、行方不明者8人、住家の全壊6,767棟、半壊11,243棟、床上浸水7,173棟、床下浸水21,296棟（平成31年1月9日現在）となっている。
平成30年 9月4日	2018年	台風21号	9月4日12時頃、徳島県に上陸した台風21号により、徳島県各地では大雨や暴風に見舞われた。徳島市では、4日に最大瞬間風速32.7m/sを観測し、同日の降水量は74.5mm、人的被害は負傷者2人。この台風では、全国的に強風による被害が多発し、強風による転落や転倒、飛来物に当たる等で死者や負傷者が多数出ている。また、大阪湾では高潮が発生し、関西国際空港の滑走路やターミナルが浸水・停電する等の被害を受けた。強風による電柱の倒壊、電線に飛来物が当たり故障する等、停電被害は関西電力圏域の8府県でも発生し、約224万戸以上が停電した。

(参考：徳島県自然災害誌、徳島地方气象台、気象庁、消防庁資料等)

③大規模な土砂災害

徳島県は、急峻な地形や脆弱な地質に加えて、台風常襲地帯であることから、大規模な土砂災害にたびたび見舞われ、明治以降、発生した深層崩壊でも大きな被害を受けている。

本市でも眉山周辺や南西部等に山地が広がっており、土砂災害警戒区域も多く指定されている。近年の異常気象を考慮すれば、これまで以上に土砂災害に対する備えの重要性が高まっている。

本市がこれまで被害を受けてきた主な土砂災害を次に示した。

和暦	西暦	災害の原因	被害状況
昭和45年 7月8日	1970年	梅雨前線	四国南岸沿いに停滞していた梅雨前線により大雨が降った。徳島市八万町では土砂災害により1人の方がなくなっている。

(参考：徳島県自然災害誌等)

和暦	西暦	災害の原因	被害状況
平成15年 5月31日	2003年	台風4号	5月31日6時30分頃、愛媛県宇和島市付近に上陸した台風4号により、徳島県各地では大雨や暴風に見舞われた。このとき徳島市南佐古では裏山が崩れ、倉庫が1棟全壊する被害が出ている。
平成15年 8月8日	2003年	台風10号	8月8日22時前、高知県室戸市付近に上陸した台風10号だが、徳島県各地では上陸前から大雨や暴風に見舞われた。このとき徳島市飯谷町沖野の県道で山腹が幅約15m、高さ約15mにわたって崩壊している。
平成16年 10月20日	2004年	台風23号	10月19日から徳島県内では台風23号による大雨や暴風に見舞われた。このとき徳島市でも19日から多量の降雨を記録し、20日11時頃から14時頃にかけて、市内の複数箇所でがけ崩れが発生し、人的被害はなかったものの、住家被害（半壊1棟、一部被害3棟）が発生した。

(参考：徳島県自然災害誌、徳島地方気象台、気象庁、消防庁資料等)

④豪雪による災害

徳島県は、冬期についても比較的温暖であり年間降雪量も少ないが、近年の異常気象により、豪雪による災害が発生する可能性が高まっている。平成26年12月に、県西部の山間部を中心に降った雪は、広範囲にわたって沿道の木々を倒したため、道路の通行止めや電気、電話の途絶を引き起こし、長期にわたり多くの集落が孤立したところであり、改めて、本市でも豪雪災害に対する備えの必要性が認識された。

本市がこれまで被害を受けてきた主な雪害（凍害）を次に示した。

和暦	西暦	被害状況
平成12年 1月26日～27日	2000年	1月26日から冬型の気圧配置となり、強い寒気が流入し、27日9時には徳島市で3cmの積雪を観測した。この雪により市内各地では渋滞が発生し、国道55号で15km～20km、国道11号では10km以上、国道192号でも5km～7kmの渋滞が観測されている。
平成15年 1月4日～5日 及び 1月29日～30日	2003年	1月4日から強い冬型の気圧配置となり、徳島県の上空約5,500mに-30℃前後の強い寒気が流れ込んだため、県北部と山地を中心に大雪となり、徳島市でも5日9時に最深積雪4cmを観測した。5日朝には徳島市営バス86便が運休になる等、交通への影響も大きく、各地では渋滞やスリップ事故が発生している。 29日から30にかけても強い冬型の気圧配置となり、徳島県では広い範囲で積雪となった。徳島市でも29日9時に最深積雪3cmを観測し、日中から夜にかけて雪は断続的に降り、夕方から降った雪は踏み固められ凍結した。帰宅ラッシュと重なり、県北部で記録的な大渋滞（国道11号と国道55号南行き17km、北行き11km、国道192号12km等）となり、解消したのが翌日の所もあった。29日から30日にかけて、徳島市営バスの全線475便が運休になる等、交通への影響も大きく、渋滞やスリップ事故が発生している。
平成17年 12月17日～18日	2005年	12月17日から18日にかけて、四国地方の上空約5,500m付近に-36℃以下の非常に強い寒気が流れ込み、冬型の気圧配置が強まったため、徳島県全域で大雪となった。徳島市でも18日3時に積雪6cmを観測し、12月の最深積雪としては3番目の積雪を記録した。また、日最低気温は18日0時35分に-1.2℃を観測している。徳島市営バス等の路線バスや、徳島市発の高速バスが午前中を中心に運休となるなど、交通網も麻痺した。

(参考：徳島県自然災害誌、徳島地方気象台資料等)

3 対象とする自然災害（想定するリスク）

対象とする自然災害に関しては、本市の特性や次の5つの事項を踏まえる。

1. 南海トラフ地震の今後30年以内にM8～9クラスの発生確率が70～80%となっていること。

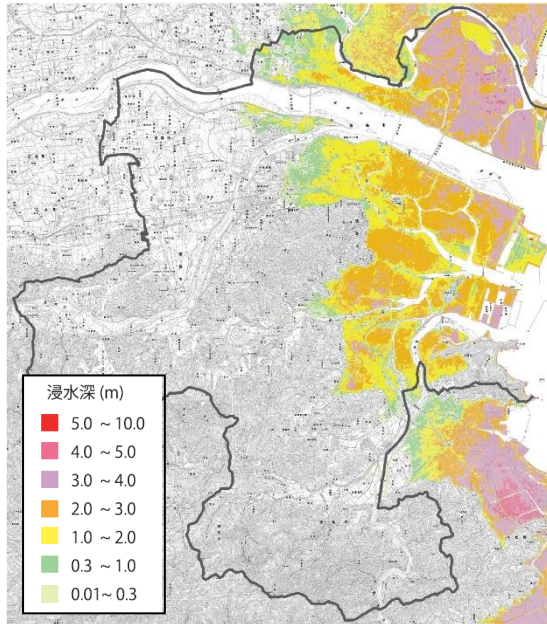


図 南海トラフ巨大地震津波浸水予測図
(レベル2地震・津波)

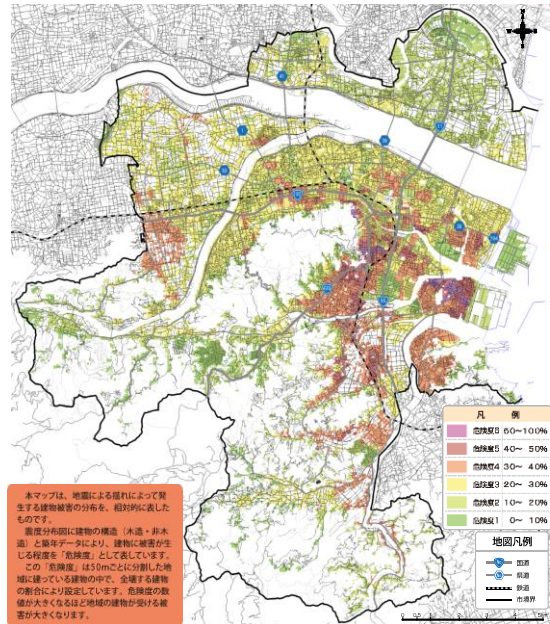


図 揺れに対する建物倒壊危険度マップ

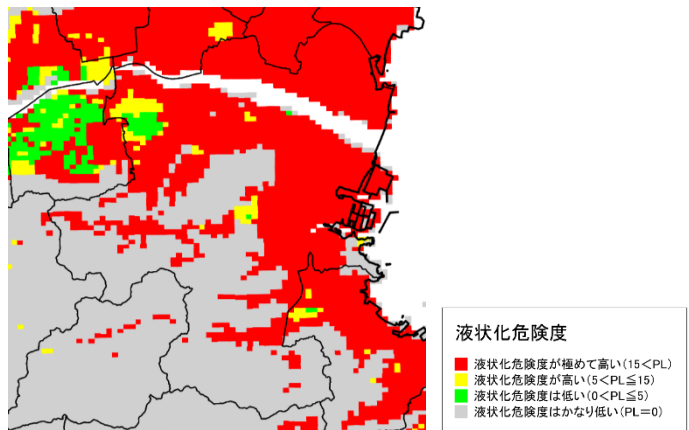
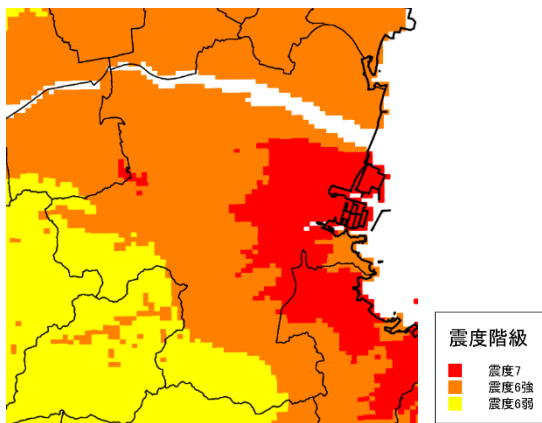


図 徳島県の想定する南海トラフ巨大地震による震度分布図 (左)、液状化危険度分布図 (右)
出典：徳島県 安心とくしま「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）の公表について」

表 徳島県の想定する南海トラフ巨大地震による徳島市の被害想定数
建物全壊・焼失棟数（棟）

揺れ	液状化	急傾斜地	津波	火 災			合 計		
				冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
22,300	190	70	16,200	4,700	7,500	9,600	43,500	46,200	48,300

※徳島市の被害想定数の詳細は、別紙2の表4を参照

2. 中央構造線活断層帯等の活断層を震源とする直下型地震も懸念されること。

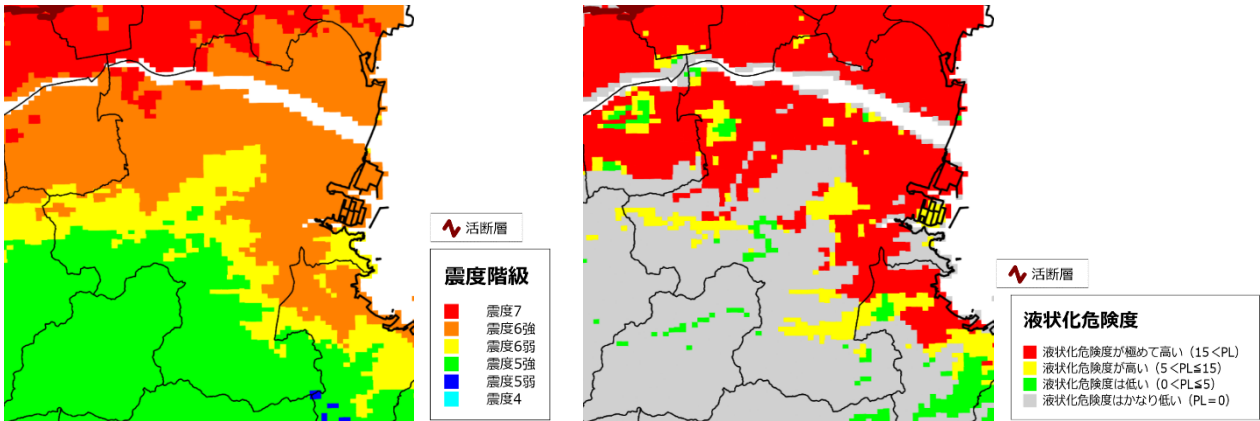


図 徳島県の想定する中央構造線・活断層地震による震度分布図（左）、液状化危険度分布図（右）
 出典：徳島県 安心とくしま「中央構造線・活断層地震による震度分布及び液状化危険度分布の公表について」

表 徳島県の想定する中央構造線・活断層地震による徳島市の被害想定数

建物全壊・焼失棟数（棟）

全建物数	揺れ	液状化	急傾斜地	火災			合計		
				冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
84,397	13,500	200	50	4,900	4,900	11,900	18,600	18,600	25,600

※徳島市の被害想定数の詳細は、別紙2の表6を参照

3. 平成30年に発生した7月豪雨や台風21号など、近年の台風は大型化し、集中豪雨が激化していることから、本市でも河川及び内水の氾濫、高潮による被害、また土砂災害の発生等が懸念されること。
4. 平成26年12月の豪雪により、県西部の広い範囲で6日間にわたり孤立集落が発生したこと。

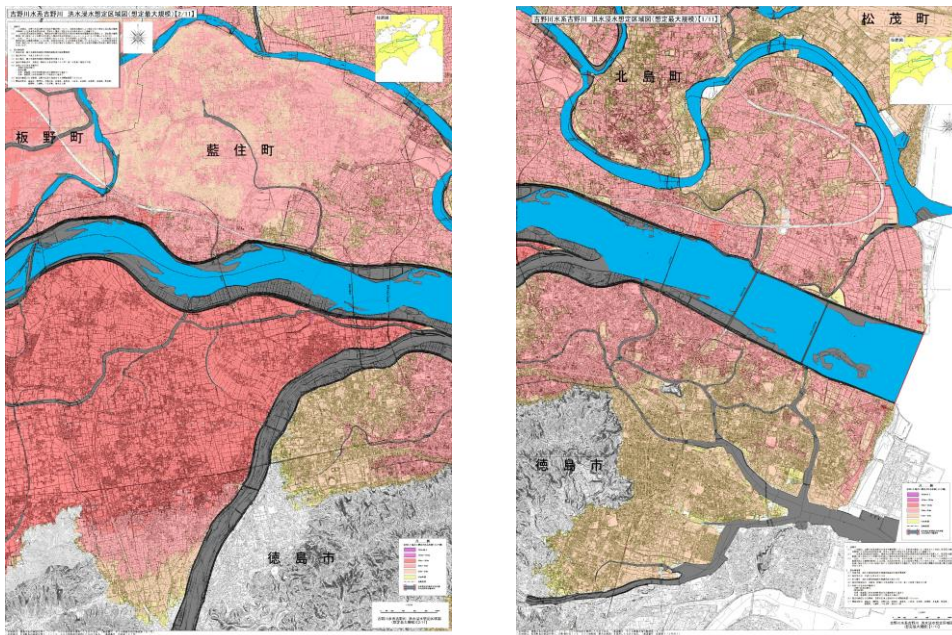


図 吉野川水系 吉野川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
 出典：国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所ホームページ
 (<http://www.skr.mlit.go.jp/tokushima/>)

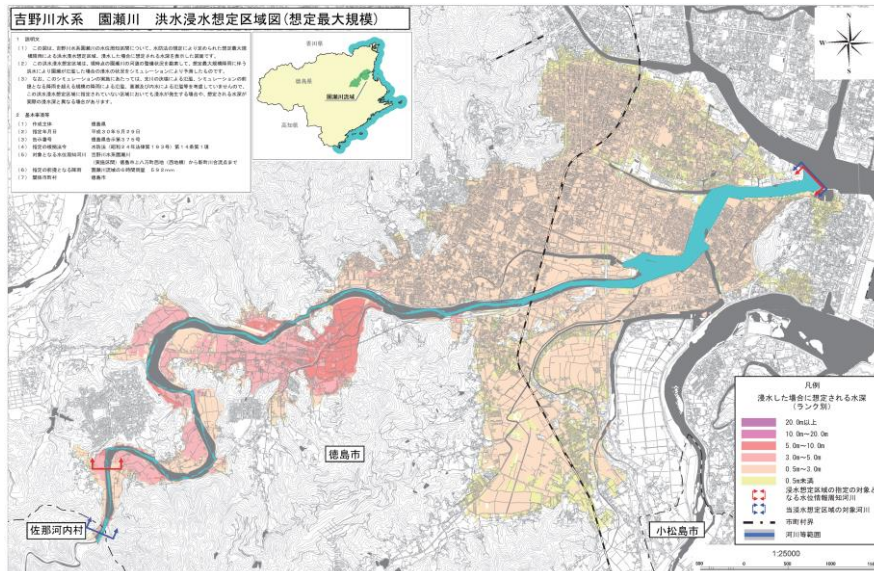


図 吉野川水系 園瀬川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
 出典：徳島県ホームページ「吉野川水系 園瀬川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」



道路冠水の状況（平成 13 年 7 月）
 JR二軒屋駅付近



道路冠水の状況（平成 13 年 7 月）
 八万町大坪付近



斜面崩壊の状況（平成 28 年 9 月）
 飯谷町



積雪の状況（平成 30 年 1 月）
 福島橋（助任川）

5. これらの災害が同時又は連続して発生する複合災害の発生が懸念されること。

以上のことから、本市が想定する災害及びその規模等は、次のように決定する。

主な大規模自然災害		想定する規模等
南海トラフ地震・津波		<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震・津波については、内閣府「南海トラフの巨大地震検討会」が公表した「想定震源断層域」に基づき、地震はM9.0、津波はM9.1とする。 ・南海トラフの東側の領域でM8.0の地震が発生し、7日以内に後発地震発生の可能性が相対的に高まった場合を想定（臨時情報の発表）。
中央構造線・活断層地震等 (直下型地震等)		中央構造線断層帯で想定される最大クラスの地震（M7.7）とする。
台風・梅雨前線 豪雨・豪雪等	大規模風水害 (高潮・洪水等)	想定しうる最大規模の降雨や高潮等による風水害を想定。 例えば、連続雨量が1,000ミリを超える大雨や100ミリの雨量が数時間継続する大雨による堤防の決壊等。
	大規模土砂災害	人的被害の発生する深層崩壊等を想定。これにより形成された天然ダムによる湛水及び決壊も想定。
	豪雪災害	短期間での除雪が困難となる、または、着雪により大量の倒木が発生し、道路の通行止めや電気・電話等が途絶する事態が広域で発生する豪雪を想定。
複合災害		台風が連続して襲来する場合や、豪雨で緩んだ地盤が地震によって崩れる土砂災害の発生（胆振東部地震等）、南海トラフ地震により被災した施設の復旧が進まず、その後の異常気象で繰り返し大規模な災害が発生すること（地震により地盤沈下した地域が、豪雨災害により浸水被害に遭う）等を想定。

上記で示した、想定する規模等については、南海トラフ地震・津波の被害想定（徳島県想定）、中央構造線・活断層地震の被害想定（徳島県想定）、大規模風水害（国及び徳島県想定）の吉野川等8河川の洪水時最大規模の浸水想定）、大規模土砂災害（本市作成の土砂災害ハザードマップ）を参考とする。なお、別紙2の「その他資料編」に関連資料を示した。

4 施策分野の決定

評価を行う個別施策分野及び横断的分野は、基本計画の施策分野を参考に次の5つの個別施策分野と6つの横断的分野とした。

(1) 個別施策分野

個別 施策	①行政施策分野	行政機能 警察・消防等
	②住環境分野	住宅・都市 環境
	③保健医療・福祉分野	保健医療・福祉
	④産業分野	エネルギー 金融 情報通信 産業構造 農林水産
	⑤国土保全・交通分野	交通・物流 国土保全 土地利用

(2) 横断的分野

横 断 的 施 策	①リスクコミュニケーション分野	様々なリスクコミュニケーション施策
	②人材育成分野	民間の人材確保・育成等
	③官民連携分野	さまざまな官民連携施策
	④長寿命化対策分野	公共土木施設等の老朽化対策等
	⑤研究開発分野	簡易耐震化 LED製品等
	⑥過疎対策分野	地域コミュニティと連携した森林の保全等

なお、研究開発分野及び過疎対策分野については、本市の既存施策では該当する施策が無い
ため、今後本計画を推進する上で、該当する新たな施策を検討していく。

5 起きてはならない最悪の事態

脆弱性評価は、最悪の事態を想定した上で、総合的かつ客観的に行うものとされている。
起きてはならない最悪の事態に関しては、想定したリスク及び本市の特性を踏まえて、8
つの「事前に備えるべき目標」に対して、その妨げになるものとして41の「起きてはなら
ない最悪の事態」を次のように設定した。

(1) 事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊）や大雪等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境・トイレ環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、臨時情報や津波警報等の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下にともなう地域経済への甚大な影響
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響
		5-5	食料等の安定供給の停滞
		5-6	農・工業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水・ごみ処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺
		7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出
		7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	地域コミュニティの崩壊、復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-6	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-7	速やかな復興に資する業務継続計画等の欠如による地域経済への甚大な影響

(2) 8つの目標の時間軸上の整理

事前に備えるべき目標		事前復興	災害発生時	災害発生直後	復旧	復興
1	大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る		→			
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する			→		
3	必要不可欠な行政機能は確保する			→		
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する			→		
5	経済活動を機能不全に陥らせない			→		
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる			→		
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない			→		
8	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	→			→	

「起きてはならない最悪の事態」を念頭に、この最悪の事態を回避するために現在実施されている施策を洗い出し、現状の脆弱性の分析・評価を行う。

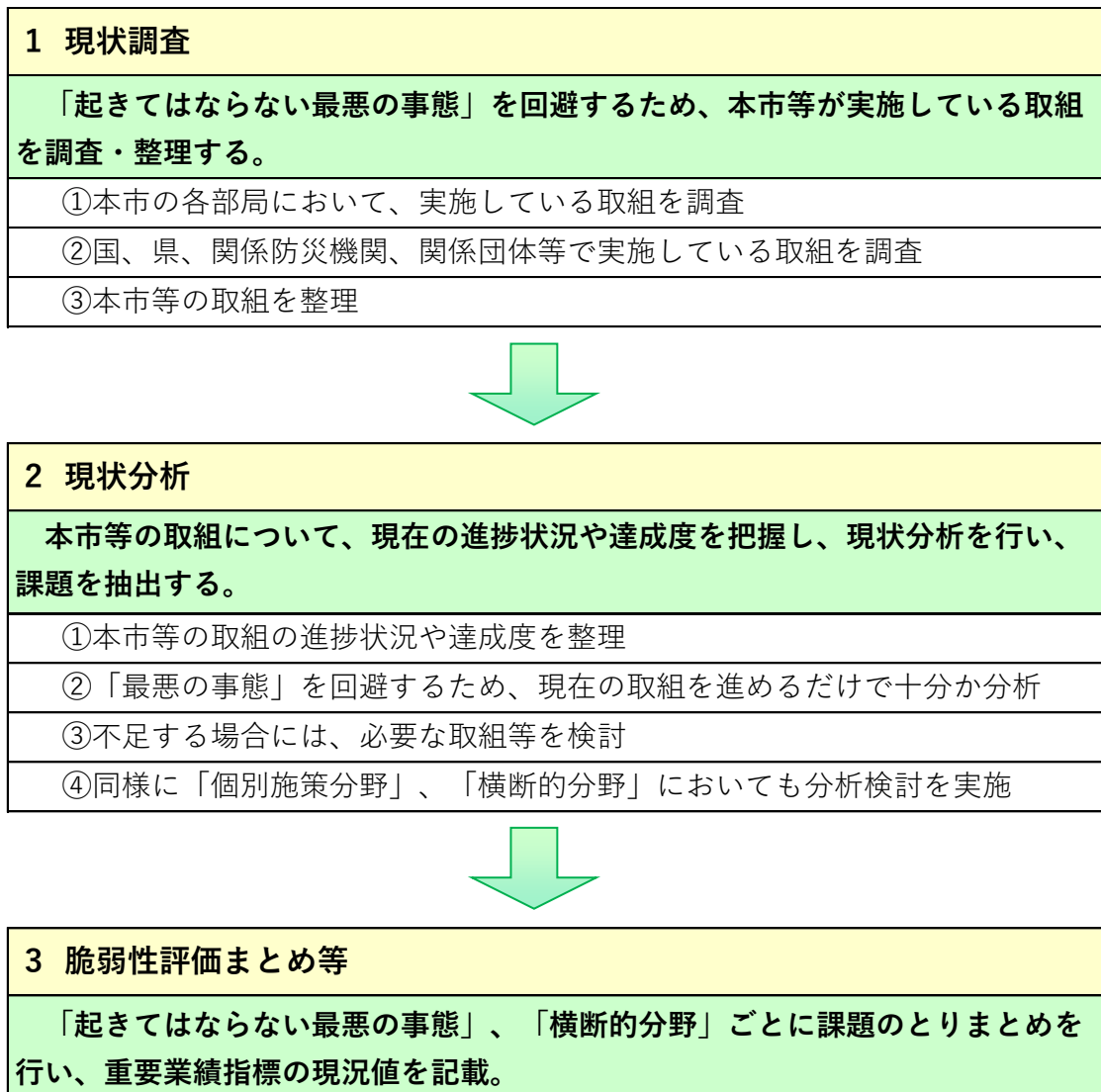
6 重要業績指標（KPI：Key Performance Indicator）の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策群（以下「プログラム」という。）の達成度や進捗を把握するため、プログラムごとに重要業績指標をできるだけ多く選定した。重要業績指標は、指標とプログラムの関連性（直接性、有益性）、指標と施策の関連性（寄与性、妥当性）及び指標の特性（客観性、実践性）の観点に着目して選定した。重要業績指標は、脆弱性評価や、今後、これを踏まえて、推進する施策の進捗管理に活用する。

なお、重要業績指標については、プログラムの達成度や進捗を把握するための重要な手段であることから、今後プログラムの進捗管理に活用するにあたり、精度の向上等、内容の向上を図るべく継続的に見直しを行うこととする。

7 脆弱性評価の実施手順

脆弱性評価は、次の手順により整理するものとする。



8 脆弱性評価結果

脆弱性の評価にあたって活用する施策及び重要業績指標とその現状値・目標値は、別紙1のとおりである。また、脆弱性評価結果は別紙3のとおりである。

第4章 国土強靱化の推進方針

●プログラムごとの推進方針

「本市の強靱化を推進する上での基本的な方針」を念頭に置きながら、起きてはならない最悪の事態を回避するために、今後、何をすべきか必要となる施策を検討し、プログラムごとに推進方針としてとりまとめ、あわせて重要業績指標について目標値を設定した。（「事前に備えるべき目標」の中で関連の深いプログラムについてはまとめることとした。）

●施策の重点化

41のプログラムについては、本市が直面するリスクを踏まえて、いかなる大規模自然災害が発生しようとも4つの基本目標を達成するための、プログラムの重点化を行うこととする。

【推進方針の取りまとめイメージ】

個別施策分野

STEP1		STEP2～STEP3					STEP4		STEP5	
基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	個別施策分野					プログラム		重点化すべきプログラム
			行政施策	住環境	保健医療・福祉	産業	国土保全・交通	脆弱性評価及び課題	対応方策	
①②③④ 本市迅速な復旧・復興を図るための被害の最小化を図られず維持される	1. 大規模自然災害が発生したときでもすべての人命を守る	1-1 ○・・・	1-1. ○○○・・・の5分野に細別した詳細内容列記					脆弱性の評価	対応方策の検討	
		1-2 ○・・・	1-2. ○○○・・・の5分野に細別した詳細内容列記							
									
	8. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 ○・・・	8-1. ○○○・・・の5分野に細別した詳細内容列記							
		8-2 ○・・・	8-2. ○○○・・・の5分野に細別した詳細内容列記							

個別施策分野ごとの評価

【推進方針の構成内容】

次ページ以降に掲載する、推進方針の構成内容を以下に示す。

1	大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る
対象とするプログラム：1-1,1-2	
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
<要点> 住宅・建築物の耐震化や防火用設備の整備を推進し、警察、消防等による救助・救急活動体制の充実強化を図り、「防災啓発の充実」や「防災訓練の実施」により、地域防災力（自助・共助）の強化に努め、建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生を防ぐ。	

- ① 「事前に備えるべき目標」の名称
- ② 対象とするプログラム名（この場合は1-1、1-2が対象）
- ③ プログラムに示されているリスクへの対策を要点としてまとめたもの

4	避難体制の強化
5	【防災関連標識板の整備等】
6	施策 No.69（他の該当プログラム：1-3.1-4.1-5.7-1）
7	・災害時に市民等に対して迅速な避難誘導を行うとともに、平時においても避難への認識を高めるため、避難場所であるコミュニティセンター及び市立小・中・高校に、どの災害での避難場所であるかを示す標準化されたピクトグラム標識板を設置している。今後は、標準化されたピクトグラムを用いたその他の避難場所等への標識板又は誘導標識の設置を推進する。
8	

- ④ 対応方針の分類名（耐震化、津波対策、インフラ整備等の分類）
- ⑤ 施策名等
- ⑥ 各施策に割り当てた番号（⑩と同一）※施策一覧表は別紙1を参照
- ⑦ 他の該当するプログラムの番号
- ⑧ 施策の概要

⑨ 指標名	⑩ 施策 No	⑪ 現状値	⑫ 目標値	⑬ 担当	
				部局	課
小・中学校、幼稚園の耐震化率	76	100%(H31)	—	教育委員会事務局	総務課
既存木造住宅の耐震化率	30	77.7%(H28)	促進(R5)⇒100%(R8)	都市整備部	建築指導課
緊急輸送道路や避難路等に係る橋梁の耐震化率	34	66%(H31)	82%(R5)	土木部	道路建設課
学校施設における安全対策の必要なブロック塀の全長	77	6,302m(H31)	0m(R5)	教育委員会事務局	総務課
外壁改修工事実施数	31	3棟(H31)	累計16棟(R5)	都市整備部	住宅課
矢三西住宅建替事業	32	建替のための地質調査・基本設計を実施済(H31)	建替完了(R4)	都市整備部	住宅課
危険な空き家の除却数	29	累計131戸(H31)	累計205戸(R5)	都市整備部	建築指導課
緊急消防援助隊登録数	64	—	消防隊+3、救助隊+1、救急隊+1(R5)	消防局	警防課
耐震性貯水槽の整備	65	3基(H31)	10~14基(R5以降)	消防局	警防課
住宅用火災警報器の設置率	72	81.3%(H31)	95%(R5)	消防局	予防課
徳島県内消防広域化の進捗状況	59	13本部(H31)	継続(R5)	消防局	総務課
通信指令センターの一本化(共同運用)の進捗状況	66	—	継続(R5)	消防局	通信指令課
多言語通訳体制の活用実績	67	0件(H31)	広報促進	消防局	通信指令課
NET119緊急通報システムへの登録者数	69	90人(H31)	100人(R5)	消防局	通信指令課
家具転倒防止対策事業実施世帯数	47	840世帯(H30)	推進	危機管理局	防災対策課
機能別消防団員の充足率	58	25%(H31)	100%(R5)	消防局	総務課

- ⑨ 各施策における指標の名称
- ⑩ 各指標を設定している施策に割り当てた番号（⑥と同一）
- ⑪ 現状値（年度のみ記載の場合は、年度当初を意味する（例：H31→平成31年度当初））
- ⑫ 目標値（年度のみ記載の場合は、年度末を意味する（例：R5→令和5年度末））
- ⑬ 各施策の担当部局及び課

1

大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る

対象とするプログラム：1-1,1-2

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

< 要点 >

住宅・建築物の耐震化や防火用設備の整備を推進し、警察、消防等による救助・救急活動体制の充実強化を図り、「防災啓発の充実」や「防災訓練の実施」により、地域防災力（自助・共助）の強化に努め、建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生を防ぐ。

住宅・建築物・交通施設の耐震化

【公共施設の耐震化推進】

施策 No.2（他の該当プログラム：1-3,1-4,1-5）

- ・避難拠点施設や災害対策連絡所となっているコミュニティセンターや支所の倒壊を未然に防ぐための耐震化やコミュニティセンターの建替え・新設による避難拠点施設としての整備を図るため、地域や本市の実情を踏まえながら整備等を進める。

施策 No.76（他の該当プログラム：なし）

- ・耐震設計基準（昭和56年）以前に建設された小・中学校、幼稚園の校舎・体育館等の建物について、耐震診断を実施し、耐震性のない建物は、耐震改修を実施することにより安全性を確保している。今後の課題は、老朽化が進行している建物及び設備等の耐久性を確保していく必要がある。

【住宅・建築物の耐震化促進等】

施策 No.30（他の該当プログラム：7-3）

- ・災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等促進事業により、住宅・建築物の耐震診断、耐震改修等を促進する。
- ・大規模地震による既存木造住宅の倒壊を未然に防ぐため、令和8年度末時点での木造住宅の耐震化率100%を目指す。

【橋りょうの耐震化推進】

施策 No.34（他の該当プログラム：2-1,2-2,2-4,2-5,5-5,6-4,8-5）

- ・平成27年度に策定した「徳島市橋梁耐震化計画」に基づき、災害時における避難・救援を担う緊急輸送道路、避難路等に係る橋りょうの耐震化を図り、道路網を確保するとともに、利用者へ落橋等による危害が及ぶことのないようにする必要がある。

【ブロック塀の倒壊による被害の防止】

施策 No.77（他の該当プログラム：7-3）

- ・平成30年6月大阪府北部地震で学校施設のブロック塀が倒壊し、通学児童が犠牲になった事故を受け、安全対策の必要なブロック塀について、撤去改修等の整備を行っている。

市営住宅の安全性確保

【公共施設の長寿命化】

施策 No.31（他の該当プログラム：なし）

- ・災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等ストック総合改善事業及び住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。市営住宅は建設から数十年以上経過しているものが多く、外壁の劣化も進んでいるため、長寿命化計画に基づき、計画的に外壁改修工事や落下防止対策工事等を実施することにより、施設の維持保全を図るもの。平成 30 年度は市営住宅 3 棟の大規模な外壁改修工事を実施した。

【老朽化した市営住宅の建替】

施策 No.32（他の該当プログラム：なし）

- ・災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業を推進する。矢三西住宅は建設して 50 年が経過しており、建物の老朽化や設備の劣化が進み、また耐火構造の鉄筋コンクリート造建物と比較して防火性・耐震性も低いため、長寿命化計画に基づき建替を行い、災害時の倒壊による被害を防止する。

防火対策の推進、消防防災施設等の整備

【老朽建築物の安全対策の促進】

施策 No.29（他の該当プログラム：7-1,7-3）

- ・長年放置され住環境を悪化させている危険な空き家の除却を支援することで、密集市街地では建物倒壊による避難路の閉塞や、建物から建物への延焼を防ぐ等、地域の防災力向上を図る。

【消防施設等の強化】

施策 No.64（他の該当プログラム：2-3,7-1）

- ・緊急消防援助隊の車両整備等による災害対応力の強化を図る。

施策 No.65（他の該当プログラム：7-1）

- ・プールが廃止又は廃止予定である市立中学校に耐震性貯水槽を設置することにより、南海トラフ地震等の大災害時に断水により消火栓が使用不能となった場合でも、指定避難所である市立中学校及びその周囲からの火災に対応できるよう整備する。

【住宅用火災警報器の設置】

施策 No.72（他の該当プログラム：7-1）

- ・住宅用火災警報器の設置率の向上及び既設世帯に対する適切な維持管理について普及啓発を図る。

消防力の強化

【徳島県消防広域化推進計画】

施策 No.59,66（他の該当プログラム：なし）

- ・徳島県内の消防力の強化を目的として、平成 31 年 3 月に「徳島県消防広域化推進計画」が改正された。これは連携協力を含む段階的な広域化を推進するもので、県内 1 消防本部を掲げつつ、将来の方面本部を見据え県内 5 ブロックで段階的な広域化に取り組むこと、さらに通信指令センターの一本化（共同運用）についても検討することとなった。しかしながら、消防の広域化や通信指令センターの一本化（共同運用）を

進めるにあたり、消防力の低下や財政負担を強いられることも想定されることから慎重な姿勢で検討会に参画する。

避難体制の強化

【防災関連標識板の整備等】

施策 No.48（他の該当プログラム：1-3,1-4,1-5,7-1）

- ・災害時に市民等に対して迅速な避難誘導を行うとともに、平時においても避難への認識を高めるため、避難場所であるコミュニティセンター及び市立小・中・高校に、どの災害での避難場所であるかを示す標準化されたピクトグラム標識板を設置している。今後は、標準化されたピクトグラムを用いたその他の避難場所等への標識板又は誘導標識の設置を推進する。



災害時の避難所
（八万コミュニティセンター）

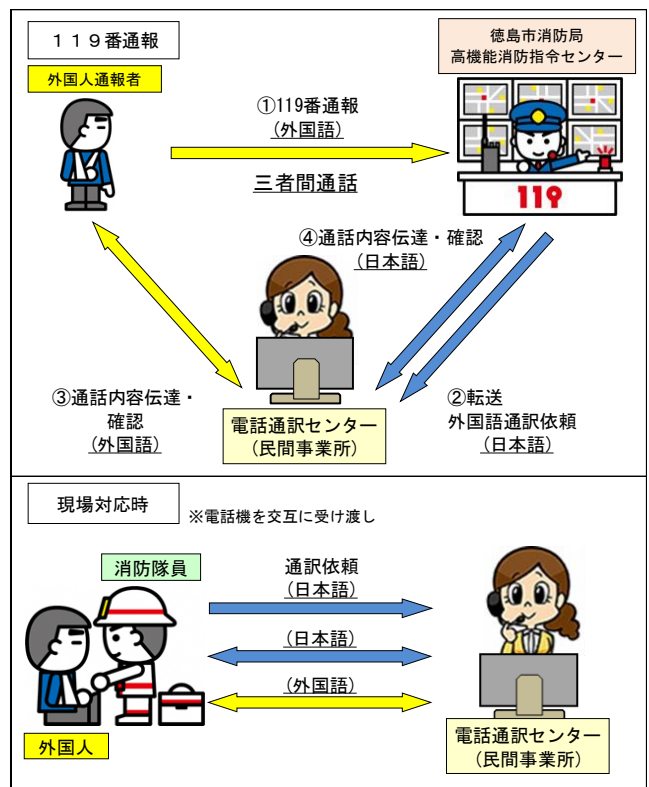


災害時の避難所
（八万コミュニティセンター）

【119番通報受理体制】

施策 No.67（他の該当プログラム：1-3,1-5,2-4）

- ・訪日外国人観光客や留学生など、日本語によるコミュニケーションが困難な方からの119番通報や救急現場での対応を、迅速かつ的確に行うため、民間の電話通訳センターを介した三者間同時通訳サービスによる多言語通訳体制を維持するとともに、通報実績等を踏まえ、対応言語を強化していく。



多言語通訳体制のイメージ図

施策 No.69 (他の該当プログラム：1-3,1-5)

- ・聴覚や言語に障害がある方で音声による 119 番通報が困難な方のために導入した NET 119 緊急通報システムによる 119 番通報受理体制を維持するとともに、より多くの方に登録利用してもらえよう広報手段を工夫していく。



徳島市 NET119 緊急通報システムのイメージ図

地域防災力の強化

【家具転倒防止対策】

施策 No.47 (他の該当プログラム：1-3)

- ・地震発生時の家具等の転倒による直接死や避難の遅れ等、被災を軽減するためには、家具等を固定し転倒防止対策を行っておく必要がある。この対策を推進するため、自身で施工することが困難な高齢者や障害者のいる世帯を対象に、家具固定器具の取り付け支援を行う。

【機能別消防団員の入団促進】

施策 No.58 (他の該当プログラム：1-3)

- ・全ての消防団活動に従事する基本団員とは別に、特定の消防団活動に従事する機能別団員制度を導入し、社会環境の変化や災害の大規模化等を踏まえ、基本団員のみでは人員不足が生じる大規模災害における避難誘導や避難所運営支援活動に従事させることで、地域防災力の充実強化を図る。



家具転倒防止対策推進 (家具固定) 事業パンフレット

《横断的分野に含まれる施策》
 <リスクコミュニケーション分野>

【地域防災力向上のための自主防災組織活動促進】施策 No.51

※施策概要及び重要業績指標は p.61 参照

<人材育成分野>

- 【防災研修会の開催】施策 No.53
- 【応急手当普及啓発】施策 No.61
- 【次世代の救急救命育成プロジェクト】施策 No.62
- 【子ども防火・防災啓発推進】施策 No.70
- 【市民防災指導員育成・活用】施策 No.71
- 【地域防火防災推進】施策 No.73

※施策概要及び重要業績指標は p.62～p.63 参照

<長寿命化対策分野>

- 【橋りょうの長寿命化】施策 No.35
- 【小規模橋りょうの長寿命化】施策 No.37

※施策概要及び重要業績指標は p.65 参照

《本市強靱化に関連する国、県及び関係機関の主な指標》

- 【徳島東部都市計画区域マスタープランの策定】 関連指標 No.1
- 【緊急輸送道路等における橋梁（15m以上）の耐震化率】 関連指標 No.2
- 【無電柱化した徳島市内の道路の延長(累計)】 関連指標 No.3

※指標概要及び重要業績指標は p.66～p.70 参照

●重要業績指標●

指標名	施策 No	現状値	目標値	担当	
				部局	課
小・中学校、幼稚園の耐震化率	76	100%(H31)	—	教育委員会事務局	総務課
既存木造住宅の耐震化率	30	77.7%(H28)	促進(R5) ⇒ 100%(R8)	都市整備部	建築指導課
緊急輸送道路や避難路等に係る橋梁の耐震化率	34	66%(H31)	82%(R5)	土木部	道路建設課
学校施設における安全対策の必要なブロック塀の全長	77	6,302m(H31)	0m(R5)	教育委員会事務局	総務課
外壁改修工事実施数	31	3棟(H31)	累計16棟(R5)	都市整備部	住宅課
矢三西住宅建替事業	32	建替のための地質調査・基本設計を実施済(H31)	建替完了(R4)	都市整備部	住宅課
危険な空き家の除却数	29	累計 131戸(H31)	累計 205戸(R5)	都市整備部	建築指導課
緊急消防援助隊登録数	64	—	消火隊+3、救助隊+1、救急隊+1(R5)	消防局	警防課
耐震性貯水槽の整備	65	3基(H31)	10～14基(R5以降)	消防局	警防課
住宅用火災警報器の設置率	72	81.3%(H31)	95%(R5)	消防局	予防課
徳島県内消防広域化の進捗状況	59	13本部(H31)	継続(R5)	消防局	総務課
通信指令センターの一本化(共同運用)の進捗状況	66	—	継続(R5)	消防局	通信指令課
多言語通訳体制の活用実績	67	0件(H31)	広報促進	消防局	通信指令課
NET119緊急通報システムへの登録者数	69	90人(H31)	100人(R5)	消防局	通信指令課
家具転倒防止対策事業実施世帯数	47	840世帯(H30)	推進	危機管理局	防災対策課
機能別消防団員の充足率	58	25%(H31)	100%(R5)	消防局	総務課

対象とするプログラム：1-3

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

< 要点 >

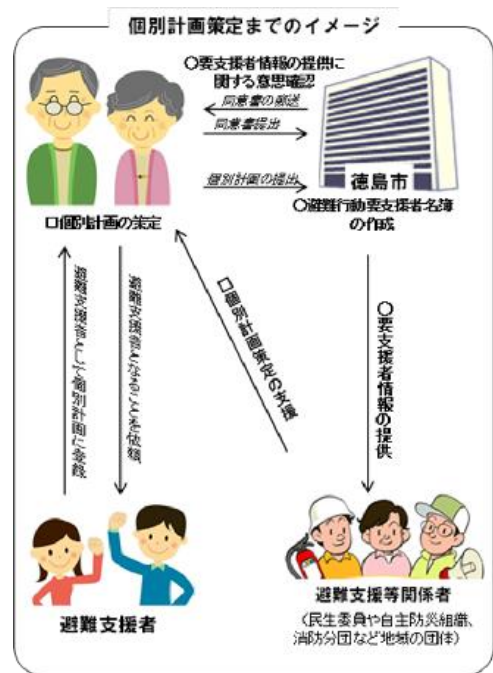
大規模津波発生時に素早い避難ができるよう市民の津波避難意識の向上を図るとともに、避難訓練を重ね、災害時要配慮者対策も促進する。また、津波避難路・避難場所の整備を促進し、海岸、河川堤防の整備や市民への津波情報伝達体制の整備を推進する。

避難体制の強化

【避難行動要支援者名簿の提供及び個別計画策定の推進】

施策 No.18 (他の該当プログラム：1-4,1-5,4-2,4-3)

- 本市では、災害対策基本法により義務付けられている「避難行動要支援者名簿」を作成しており、支援者本人の同意を得て、地域の支援者に要支援者情報を提供することで、災害発生時の円滑な避難を行えるよう取り組む。



個別計画策定のイメージ図

【避難支援マップの作成】

施策 No.54 (他の該当プログラム：なし)

- 大規模災害の発生時の被害を最小限にとどめるには、地域防災力の強化が不可欠であり、そのためには、住民一人一人に地域の特性を周知し、防災意識の向上を図ることが肝要となる。そのため、住民自らが考え作成する「自分たちの防災マップ」の作成を支援する。そうすることで、住民自らが居住する地域の特性（どのような危険性があり、どこに避難場所があるか、そこに向かう避難経路があるか等）を確認し、地域防災力の向上と防災意識の高揚を図るとともに、徳島市地震・津波防災マップが、有効に活用されるようフォローアップを図る。

【地区別津波避難計画の策定】

施策 No.55 (他の該当プログラム：なし)

- 津波避難困難地域を有する地区において、徳島市津波避難計画や地震・津波防災マップを基本に、地区別津波避難計画を策定する。策定に際しては、ワークショップ等を開催し、各避難場所の収容可能人数や避難所要時間等を考慮した避難計画を、住民参加により地区ごとの避難方法を考案し、住民の避難先を検討する。

再掲の施策

【防災関連標識板の整備等】

施策 No.48 (他の該当プログラム：1-2,1-4,1-5,7-1)

施策概要は p.23 参照

【家具転倒防止対策】

施策 No.47 (他の該当プログラム：1-1)

【機能別消防団員の入団促進】

施策 No.58 (他の該当プログラム：1-1,1-2)

施策概要は p.24 参照

津波避難場所・避難路の整備

【福祉避難所の拡充】

施策 No.17（他の該当プログラム：1-4,1-5,2-7）

- ・大規模災害時に、一般の避難所での生活に支障をきたし、何らかの特別な配慮を必要とする避難者等の受け皿として設置する福祉避難所となる施設数を増やす。

【津波避難施設の整備】

施策 No.45（他の該当プログラム：なし）

- ・吉野川北岸に位置する川内地区は、地区全体が津波浸水想定区域であり、また高台や公共の避難場所が少ないことから、積極的に民間施設を津波避難ビルに指定するなどの避難場所の確保に努めている。ただ、一部の地域においては津波特定避難困難地域等、津波の到達時間までに、津波浸水想定区域外に避難できない地域の解消には至っていない状態であることから、地域住民の生命・財産を守るため、四国横断（縦貫）自動車道の道路法面を活用した津波避難施設の整備を進めている。



加賀須野津波緊急避難施設
（川内町大松）

再掲の施策

【コミュニティセンター・支所の耐震化及び整備】

施策 No.2（他の該当プログラム：1-1,1-4,1-5）

施策概要は p.21 参照

津波情報伝達体制の整備

【無線機等の整備による情報収集・伝達手段の確保】

施策 No.49（他の該当プログラム：1-4,1-5,2-2,4-1,4-2,4-3）

- ・情報収集及び伝達手段として、デジタル MCA 無線機、防災行政無線機及び衛星携帯電話を災害対策本部、災害対策連絡所及び各避難所に設置しているが、令和 4 年 11 月末までに無線電波のデジタル化に伴う無線機器の更新等を行う必要がある。

【防災行政無線（同報系）の更新】

施策 No.68（他の該当プログラム：1-4,1-5,4-2,4-3）

- ・平成 29 年 6 月に策定している「同報系デジタル防災行政無線（同報無線設備）更新基本計画」を見直す。同計画には、J アラートにより送信される緊急情報をはじめ、本市災害対策本部から発令される避難勧告などの防災情報を市内 48 箇所に設置している屋外拡声子局から放送するとともに、防災ラジオや CATV へ無線伝達するデジタル式同報無線設備の更新について記載している。現状における諸課題を踏まえて、計画を見直すとともに、機器の故障等による情報の途絶が考えられることから市民自ら情報収集し避難行動等がとれるよう周知を行う。

【地震発生時の119番通報受理体制】

施策 No.67（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-5,2-4）

施策概要は p.23 参照

施策 No.69（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-5）

施策概要は p.24 参照

≪横断的分野に含まれる施策≫

＜リスクコミュニケーション分野＞

【地域防災力向上のための自主防災組織活動促進】 施策 No.51

※施策概要及び重要業績指標は p.61 参照

＜人材育成分野＞

【防災研修会の開催】 施策 No.53

【子ども防火・防災啓発推進】 施策 No.70

【市民防災指導員育成・活用】 施策 No.71

【地域防火防災推進】 施策 No.73

※施策概要及び重要業績指標は p.62～p.63 参照

≪本市強靱化に関連する国、県及び関係機関の主な指標≫

【津波避難対策緊急事業計画の策定支援】 関連指標 No.10

【広域防災拠点となる県営都市公園設備の防災機能強化（対象3公園）】 関連指標 No.11

【鉄道高架事業の推進】 関連指標 No.12

【吉野川・今切川の地震・津波対策の促進】 関連指標 No.13

【水門・樋門等の自動化・閉鎖率】 関連指標 No.14

※指標概要及び重要業績指標は p.66～p.70 参照

●重要業績指標●

指標名	施策 No	現状値	目標値	担当	
				部局	課
避難行動要支援者の個別計画作成者数	18	755人(H31)	2,000人(R5)	保健福祉部	保健福祉政策課
地震津波避難支援マップ作成数 (全体30地区)	54	18地区(R1)	26地区(R5)	危機管理局	防災対策課
地区別津波避難計画策定数 (全19地区)	55	11地区(R1)	19地区(R5)	危機管理局	防災対策課
◆家具転倒防止対策事業実施世帯数	47	840世帯(H31)	推進	危機管理局	防災対策課
◆機能別消防団員の充足率	58	25%(H31)	100%(R5)	消防局	総務課
福祉避難所の収容可能人数	17	1,324人(H31)	1,600人(R5)	保健福祉部	保健福祉政策課
津波避難施設整備	45	7箇所(H31)	10箇所(R5)	危機管理局	危機管理課
通信機器のデジタル化率	49	48%(R1)	100%(R5)	危機管理局	防災対策課
防災行政無線（同報系）更新基本計画の改定	68	—	見直し(R2)	消防局	通信指令課
◆多言語通訳体制の活用実績	67	0件(H31)	広報促進	消防局	通信指令課
◆NET119緊急通報システムへの登録者数	69	90人(H31)	100人(R5)	消防局	通信指令課

◆印の施策は再掲のものを示す

対象とするプログラム：1-4

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

< 要点 >

河川整備等を推進し、被害の最小化を図るとともに、危機管理型水位計の整備や洪水タイムラインの作成による事前の防災力の強化を図る。また、高潮防災区域図の作成や、防災啓発、防災訓練を実施することにより、安全な避難体制を確立し、浸水による人的被害を防ぐ。

事前の防災力強化

【予防接種の推進】

施策 No.19（他の該当プログラム：2-6,2-7）

- ・大規模な浸水被害が発生した場合、衛生環境の悪化も考えられるため、災害発生時の感染症及び蔓延を予防するため、平時から予防接種を推進する。接種機会の確保のため、広報や個人通知での周知により、個別小児等定期予防接種のうち、麻しん風しん混合ワクチン接種率は、順調に受診率が伸びている。

【都市浸水対策】

施策 No.40（他の該当プログラム：なし）

- ・都市下水路及び公共下水道（雨水）を整備し内水排除を図ることで、都市浸水被害を防除する。都市下水路は、施設整備を実施しており、公共下水道（雨水）は、計画見直しを実施している。近年激甚化する降雨を背景に、浸水対策への市民ニーズは高いものの、多くの未整備地区が残っており、整備を急ぐ必要がある。

再掲の施策

【避難行動要支援者名簿の提供及び個別計画策定の推進】

施策 No.18（他の該当プログラム：1-3,1-5,4-2,4-3）

施策概要は p.26 参照

安全な避難体制の確立

再掲の施策

【コミュニティセンター・支所の耐震化及び整備】

施策 No.2（他の該当プログラム：1-1,1-3,1-5）

施策概要は p.21 参照

【防災関連標識板の整備等】

施策 No.48（他の該当プログラム：1-2,1-3,1-5,7-1）

施策概要は p.23 参照

【福祉避難所の拡充】

施策 No.17（他の該当プログラム：1-3,1-5,2-7）

施策概要は p.27 参照

情報伝達体制の整備

再掲の施策

【無線機等の整備による情報収集・伝達手段の確保】

施策 No.49（他の該当プログラム：1-3,1-5,2-2,4-1,4-2,4-3）

【防災行政無線（同報系）の更新】

施策 No.68（他の該当プログラム：1-3,1-5,4-2,4-3）

施策概要は p.27 参照

《横断的分野に含まれる施策》

＜リスクコミュニケーション分野＞

【地域防災力向上のための自主防災組織活動促進】 施策 No.51

※施策概要及び重要業績指標は p.61 参照

＜人材育成分野＞

【防災研修会の開催】 施策 No.53

【子ども防火・防災啓発推進】 施策 No.70

【市民防災指導員育成・活用】 施策 No.71

【地域防火防災推進】 施策 No.73

※施策概要及び重要業績指標は p.62～p.63 参照

《本市強靱化に関連する国、県及び関係機関の主な指標》

【吉野川・今切川の整備の促進】 関連指標 No.15

【県管理河川（重点対策河川）の整備の推進】 関連指標 No.16

【危機管理型水位計の整備】 関連指標 No.17

【洪水浸水想定区域図の作成】 関連指標 No.18

【洪水タイムラインの作成】 関連指標 No.19

【海岸におけるソフト・ハード一体的な高潮・侵食対策の推進】 関連指標 No.20

【老朽化対策に着手した施設数（排水機場、橋梁、トンネル、都市公園、港湾施設、漁港施設）】 関連指標 No.21

※指標概要及び重要業績指標は p.66～p.70 参照

●重要業績指標●

指標名	施策 No	現状値	目標値	担当	
				部局	課
予防接種者数・接種率の増加	19	事業実施中(H31)	個別小児等定期予防接種のうち、麻しん風しん混合ワクチン接種率が95%以上 (R5)	保健福祉部	保健センター
都市浸水対策達成率	40	71.8%(H30末)	73.4%(R5)	土木部	建設課
◆避難行動要支援者の個別計画作成者数	18	755人(H31)	2,000人(R5)	保健福祉部	保健福祉政策課
◆福祉避難所の収容可能人数	17	1,324人(H31)	1,600人(R5)	保健福祉部	保健福祉政策課
◆通信機器のデジタル化率	49	48%(R1)	100%(R5)	危機管理局	防災対策課
◆防災行政無線（同報系）更新基本計画の改定	68	—	見直し(R2)	消防局	通信指令課

◆印の施策は再掲のものを示す

対象とするプログラム：1-5

1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）や大雪等による多数の死傷者の発生

< 要点 >

治山・砂防事業等の土砂災害対策及び国土保全機能を発揮する森林整備を推進し、特に要配慮者利用施設や避難路・避難施設に対する保全を図る。また、土砂災害等に対する防災意識の啓発及び警戒避難体制の整備を促進する。

大雪等に伴う倒木によるライフラインの途絶や地域の孤立が発生した場合でも、被災者の情報が把握できるよう、無線、電話、インターネットなど多重化した通信手段の整備を図る。

避難場所・避難路の保全対策

【避難場所・避難経路の整備】

施策 No.9（他の該当プログラム：8-1）

- ・新たに整備する一般廃棄物中間処理施設の搬入出ルートとして、また災害時には避難拠点となる新施設への対岸住民の避難ルートとして、県道徳島上那賀線（県道 16 号線）と県道新浜勝浦線（県道 212 号線）を結ぶ飯谷新橋（仮称）を整備する。

【危険箇所への対策】

施策 No.36（他の該当プログラム：なし）

- ・本市大原町の籠山において地すべりの前兆現象が確認されており、地すべりが発生すれば、市道外籠・籠線の通行者に危害が生じるおそれがあるとともに、道路が通行不能となれば、地域住民の日常生活に多大な影響が生じることから、法面对策を実施する。

再掲の施策

【コミュニティセンター・支所の耐震化及び整備】

施策 No.2（他の該当プログラム：1-1,1-3,1-4）

施策概要は p.21 参照

【福祉避難所の拡充】

施策 No.17（他の該当プログラム：1-3,1-4,2-7）

施策概要は p.27 参照

防災意識の啓発・警戒態勢の整備

【土砂災害ハザードマップ作成】

施策 No.56（他の該当プログラム：なし）

- ・台風や集中豪雨により、がけ崩れ（急傾斜の崩壊）や土石流などが発生する恐れがある土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域、避難場所や避難経路等を地図上に示し、啓発面も設けることで、住民が避難等の適切な行動をとれるよう土砂災害ハザードマップを作成している。このマップは、対象区域内及び対象区域周辺に居住する市民に配布するとともに、本市ホームページでも公開し、広く周知していく。



土砂災害ハザードマップ 啓発面

再掲の施策

【防災関連標識板の整備等】

施策 No.48（他の該当プログラム：1-2,1-3,1-4,7-1）

施策概要は p.23 参照

【避難行動要支援者名簿の提供及び個別計画策定の推進】

施策 No.18（他の該当プログラム：1-3,1-4,4-2,4-3）

施策概要は p.26 参照

通信手段の整備

再掲の施策

【地震発生時の119番通報受理体制】

施策 No.67（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-5,2-4）

施策概要は p.23 参照

施策 No.69（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-5）

施策概要は p.24 参照

【無線機等の整備による情報収集・伝達手段の確保】

施策 No.49（他の該当プログラム：1-3,1-4,2-2,4-1,4-2,4-3）

【防災行政無線（同報系）の更新】

施策 No.68（他の該当プログラム：1-3,1-4,4-2,4-3）

施策概要は p.27 参照

≪横断的分野に含まれる施策≫

<リスクコミュニケーション分野>

【地域防災力向上のための自主防災組織活動促進】 施策 No.51

※施策概要及び重要業績指標は p.61 参照

<人材育成分野>

【防災研修会の開催】 施策 No.53

【子ども防火・防災啓発推進】 施策 No.70

【市民防災指導員育成・活用】 施策 No.71

【地域防火防災推進】 施策 No.73

※施策概要及び重要業績指標は p.62～p.63 参照

≪本市強靱化に関連する国、県及び関係機関の主な指標≫

【土砂災害の危険性のある要配慮者利用施設及び避難所の保全施設数（累計）】

関連指標 No.22

【土砂災害警戒区域の指定率】 関連指標 No.23

【農業用ため池に関するデータベース整備・周知】 関連指標 No.24

※指標概要及び重要業績指標は p.66～p.70 参照

●重要業績指標●

指標名	施策 No	現状値	目標値	担当	
				部局	課
◆福祉避難所の収容可能人数	17	1,324人(H31)	1,600人(R5)	保健福祉部	保健福祉政策課
◆避難行動要支援者の個別計画 作成者数	18	755人(H31)	2,000人(R5)	保健福祉部	保健福祉政策課
◆多言語通訳体制の活用実績	67	0件(H31)	広報促進	消防局	通信指令課
◆NET119緊急通報システムへの 登録者数	69	90人(H31)	100人(R5)	消防局	通信指令課
◆通信機器のデジタル化率	49	48%(R1)	100%(R5)	危機管理局	防災対策課
◆防災行政無線（同報系）更新基本計 画の改定	68	—	見直し(R2)	消防局	通信指令課

◆印の施策は再掲のものを示す

2

救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

対象とするプログラム：2-1,2-2

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

< 要点 >

家庭や地域・市町村・県、それぞれの役割に応じた備蓄を推進する。また、物資調達・供給体制を構築し、救援物資の輸送を確保するため、道路や港湾の機能強化を図る。さらに、孤立集落の発生を防止するため、生命線道路・河川の整備、土砂災害対策や緊急輸送道路を強化する。

備蓄の推進

【飲料水兼用耐震性貯水槽の維持管理】

施策 No.42（他の該当プログラム：なし）

- ・蔵本公園駐車場、津田小学校校庭及び新町川公園に整備している飲料水兼用耐震性貯水槽について、毎年点検を実施するとともに、必要に応じて応急給水資材の修繕・補修を行う。

【避難所に対する災害用備蓄食料等の整備】

施策 No.50（他の該当プログラム：なし）

- ・徳島県災害時相互応援連絡協議会で定めた「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」では、1日2食分185,000食としている。本市では直接備蓄として117,000食と事業者との協定により約50万食の流通備蓄を確保している。なお、食料については、賞味期限1年を残して入れ替え、防災啓発用として活用している。

【指定避難所に対する資機材等の整備】

施策 No.52（他の該当プログラム：2-4,2-6,2-7）

- ・新たに指定した指定避難所施設に対し、指定避難所としての機能を付与するために必要な資機材等を整備する。

水道施設の整備

【水道施設の耐震化】

施策 No.82（他の該当プログラム：6-1,6-2）

- ・老朽管更新、重要給水施設配水管、未給水地区への水道管布設等水道管の更新・耐震化を計画的に行い、水道管路の耐震化を図る。

災害時のエネルギー確保

【コミュニティセンター・支所への太陽光パネル・蓄電池設置】

施策 No.3（他の該当プログラム：3-2）

- ・避難拠点施設や災害対策連絡所となっているコミュニティセンターや支所の建替え・新設等に伴う太陽光パネル・蓄電池の設置について、地域や本市の実情を踏まえながら整備を図る。

【再生可能エネルギーの普及啓発】

施策 No.5（他の該当プログラム：6-1）

- ・地球温暖化対策に有効な住宅用太陽光発電設備の普及啓発に努める。また、電力の自家消費とともに、災害時の電源としての活用が期待される EV（電動輸送機器）を含む蓄電池の普及啓発に努める。

通信手段の確保

再掲の施策

【無線機等の整備による情報収集・伝達手段の確保】

施策 No.49（他の該当プログラム：1-3,1-4,1-5,4-1,4-2,4-3）

施策概要は p.27 参照

道路・港湾等の機能強化

【道路附属物点検】

施策 No.38（他の該当プログラム：2-4,2-5,5-5,6-4,8-5）

- ・徳島市の管理する、道路照明施設、道路標識等の道路附属物について、「道路ストックの総点検実施要領（案）」に基づき点検を実施する。修繕等の対策の必要な施設を把握することにより、安全かつ円滑な道路交通を確保する。

再掲の施策

【橋りょうの耐震化推進】

施策 No.34（他の該当プログラム：1-1,2-4,2-5,5-5,6-4,8-5）

施策概要は p.21 参照

≪横断的分野に含まれる施策≫

<長寿命化対策分野>

【橋りょうの長寿命化】 施策 No.35

【小規模橋りょうの長寿命化】 施策 No.37

※施策概要及び重要業績指標は p.65 参照

≪本市強靱化に関連する国、県及び関係機関の主な指標≫

【緊急輸送道路等における橋梁（15m以上）の耐震化率】 関連指標 No.2

【無電柱化した徳島市内の道路の延長(累計)】 関連指標 No.3

【四国横断自動車道（徳島 JCT～徳島東 IC（仮称））の整備】 関連指標 No.4

【四国横断自動車道（徳島東 IC（仮称）～小松島 IC（仮称））の整備】 関連指標 No.5

【四国横断自動車道津田地区への追加 IC 設置】 関連指標 No.6

【徳島環状道路（延長約 35km）の整備】 関連指標 No.7

【徳島小松島港沖洲（外）地区の防波堤の延伸整備】 関連指標 No.8

【徳島東 IC と複合一貫輸送ターミナルを直結する臨港道路の整備】 関連指標 No.9

【広域防災拠点となる県営都市公園設備の防災機能強化（対象 3 公園）】 関連指標 No.11

【吉野川・今切川の地震・津波対策の促進】 関連指標 No.13

【水門・樋門等の自動化・閉鎖率】 関連指標 No.14

【県管理河川（重点対策河川）の整備の推進】 関連指標 No.16

※指標概要及び重要業績指標は p.66～p.70 参照

●重要業績指標●

指標名	施策 No	現状値	目標値	担当	
				部局	課
備蓄食料数（流通備蓄除く）	50	117,000食(H31)	117,000食(R5)	危機管理局	防災対策課
資機材備蓄施設数	52	81施設(R1)	90施設(R5)	危機管理局	防災対策課
水道管路耐震化率	82	35.2%(H31)	41.6%(R5)	水道局	施設整備課
◆通信機器のデジタル化率	49	48%(R1)	100%(R5)	危機管理局	防災対策課
道路ストック点検の進捗率	38	44%(H30)	100%(R5)	土木部	道路維持課
◆緊急輸送道路や避難路等に係る 橋梁の耐震化率	34	66%(H31)	82%(R5)	土木部	道路建設課

◆印の施策は再掲のものを示す

対象とするプログラム：2-3

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

< 要点 >

自衛隊・警察・消防等における災害対応能力の強化や施設の耐震化を推進し、県、県内外の各市町村、その他関係機関との訓練実施等により連携強化を図る。また、消防団や自主防災組織の充実強化も推進する。

災害対応能力の強化

【徳島市地域防災計画の改定】

施策 No.46（他の該当プログラム：なし）

- ・災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、徳島市域に係る災害対策に関し、災害予防、災害応急対策、災害復旧対策等について必要な事項を定める。防災関係組織の総力を結集して、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命、身体、財産を災害から保護するとともに、災害による被害を最小限に止め、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資する計画とするため、毎年度検討を加え、必要な修正を行う。

消防施設等の強化

【消防施設の長寿命化】

施策 No.60（他の該当プログラム：3-2）

- ・「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、「徳島市公共施設等総合管理計画」が策定されたことに伴い、消防施設においても各施設の的確な維持管理を実施するために、「消防局施設管理計画」を策定し、予防保全的に庁舎管理を行う。

【消防団員の装備等充実】

施策 No.63（他の該当プログラム：7-1）

- ・東日本大震災において、多数の消防団員が犠牲となったことを踏まえ「救命胴衣」等の安全確保のための装備、消防団の情報収集、共有、発信機能を強化する「トランシーバー」等の双方向の情報伝達できる装備、「チェーンソー」「AED」等の救急救助活動用の資機材の充実を図る。



チェーンソー



A E D

再掲の施策

【消防車両の強化】

施策 No.64（他の該当プログラム：1-2,7-1）

施策概要は p.22 参照

《横断的分野に含まれる施策》

＜人材育成分野＞

【地域防火防災推進】施策 No.73

※施策概要及び重要業績指標は p.62～p.63 参照

●重要業績指標●

指標名	施策 No	現状値	目標値	担当	
				部局	課
消防局施設管理計画の策定	60	未策定(H31)	策定(R5)	消防局	総務課
消防団装備の基準改正に伴う各資機材整備計画	63	40%(H31)	100%(R5)	消防局	警防課
◆緊急消防援助隊登録数	64	—	消火隊+3、救助隊+1、 救急隊+1(R5)	消防局	警防課

◆印の施策は再掲のものを示す

対象とするプログラム：2-4,2-5,2-6,2-7	
2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
2-6	被災地における感染症等の大規模発生
2-7	劣悪な避難生活環境・トイレ環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生
<p>< 要点 ></p> <p>帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設の確保や機能強化を推進するとともに、企業や学校において、食料や水の備蓄を促進する。</p> <p>救助・救急、医療活動に支障が出ないように、防災拠点等における電力確保対策、緊急通行車両や災害拠点病院等への燃料供給体制の整備を図る。</p> <p>高規格道路のミッシングリンクの解消、緊急輸送道路等の耐震化、無電柱化を推進することで、食料等の供給不足を防ぐ。</p> <p>県、県内外の他市町村、その他関係機関との相互応援体制を構築するなど、災害発生時に迅速かつ円滑な医療及び被災地支援を実施できる体制を整備し、交通網の寸断に備えたヘリコプターの受援体制の強化を図り、医療機能の麻痺を防ぐ。</p> <p>長期の避難生活に備えた避難環境の向上や避難所等への物資供給体制を確立し、避難所等においても感染症の発生・まん延を防ぐ。また、福祉避難所の指定や要援護者対策を考慮した避難所運営体制を促進し、心のケアを含めた多様なサポート体制を整備することにより災害関連死を防ぐ。</p>	

救助・救急、医療活動の維持

【災害拠点病院に対する災害用備蓄燃料及び備蓄水量の増量】

施策 No.79（他の該当プログラム：なし）

- ・徳島市民病院について、大規模災害発生時に災害拠点病院としての機能維持のため、非常用発電機用燃料(A重油)の備蓄量及び上水受水槽保有水量を増量する。

【災害拠点病院に対する災害用備蓄品の確保】

施策 No.80（他の該当プログラム：なし）

- ・災害拠点病院は食糧を3日間備蓄することが指定要件となっているため、食糧の確保及び災害時に必要な備品を常時確保しておく。

再掲の施策

【119番通報受理体制】

施策 No.67（他の該当プログラム：1-1,1-2,1-3,1-5）

施策概要は p.23 参照

交通網の維持

再掲の施策

【橋りょうの耐震化推進】

施策 No.34（他の該当プログラム：1-1,2-1,2-2,5-5,6-4,8-5）

施策概要は p.21 参照

【道路附属物点検】

施策 No.38（他の該当プログラム：2-1,2-2,5-5,6-4,8-5）

施策概要は p.35 参照

衛生環境の向上

【衛生害虫駆除活動】

施策 No.6 (他の該当プログラム : 8-1)

- ・ 水害時の家屋等の消毒活動を実施し、感染症等の大規模発生を抑制する。

【徳島市災害廃棄物処理計画】

施策 No.7 (他の該当プログラム : 8-1)

- ・ 巨大災害が発生した場合に備え、災害廃棄物を迅速かつ適切に処理することで被災地の衛生環境の悪化を軽減させる。

【下水道施設の地震・津波対策】

施策 No.39 (他の該当プログラム : 6-3,6-5)

- ・ 下水道施設の耐震・耐津波化を図ることで、地震・津波時に下水道が最低限有すべき機能を確保する。そのため、耐震・耐津波診断を順次実施し、診断結果に基づいて施工順位や段階的施工等の実施方針を検討する。

【指定避難所に対する資機材等の備蓄】

施策 No.52 (他の該当プログラム : 2-1,2-2)

- ・ 災害時における避難所の衛生環境を維持するため、災害用簡易トイレ等の整備を行う。

避難所運営体制の強化

再掲の施策

【福祉避難所の拡充】

施策 No.17 (他の該当プログラム : 1-3,1-4,1-5)

施策概要は p.27 参照

【予防接種の推進】

施策 No.19 (他の該当プログラム : 1-4)

施策概要は p.29 参照

《横断的分野に含まれる施策》

<人材育成分野>

【徳島市民総合防災訓練】 施策 No.57

※施策概要及び重要業績指標は p.62～p.63 参照

<長寿命化対策分野>

【橋りょうの長寿命化】 施策 No.35

【小規模橋りょうの長寿命化】 施策 No.37

【下水道施設の老朽化対策】 施策 No.41

【学校施設の長寿命化計画策定】 施策 No.75

※施策概要及び重要業績指標は p.65 参照

《本市強靱化に関連する国、県及び関係機関の主な指標》

【緊急輸送道路等における橋梁（15m以上）の耐震化率】 関連指標 No.2

【無電柱化した徳島市内の道路の延長(累計)】 関連指標 No.3

【四国横断自動車道（徳島JCT～徳島東IC（仮称））の整備】 関連指標 No.4

【四国横断自動車道（徳島東IC（仮称）～小松島IC（仮称））の整備】 関連指標 No.5

【四国横断自動車道津田地区への追加IC設置】 関連指標 No.6

【徳島環状道路（延長約35km）の整備】 関連指標 No.7

【BCP策定病院数】 関連指標 No.25

※指標概要及び重要業績指標は p.66～p.70 参照

●重要業績指標●

指標名	施策No	現状値	目標値	担当	
				部局	課
非常用発電機用燃料(A重油)備蓄量	79	1.5日分(H31)	3.0日分(R5)	病院局	総務管理課
上水受水槽保有水量	79	1.0日分(H31)	3.0日分(R5)	病院局	総務管理課
災害用備蓄品 (3日分の食糧の確保及び災害時に必要な備品の確保)	80	確保(H31)	確保(R5)	病院局	総務管理課
◆多言語通訳体制の活用実績	67	0件(H31)	広報促進	消防局	通信指令課
◆緊急輸送道路や避難路等に係る橋梁の耐震化率	34	66%(H31)	82%(R5)	土木部	道路建設課
◆道路ストック点検の進捗率	38	44%(H30)	100%(R5)	土木部	道路維持課
徳島市災害廃棄物処理計画の策定	7	策定済(H28)	—	市民環境部	市民環境政策課
下水道施設の地震・津波対策	39	耐震・耐津波診断の実施(H31)	耐震・耐津波対策工事の実施(R5)	土木部	建設課
災害用簡易トイレ備蓄数	52	1,890基(R1)	2,205基(R5)	危機管理局	防災対策課
◆福祉避難所の収容可能人数	17	1,324人(H31)	1,600人(R5)	保健福祉部	保健福祉政策課
◆予防接種者数・接種率の増加	19	実施中(H31)	個別小児等定期予防接種のうち、麻しん風しん混合ワクチン接種率が95%以上 (R5)	保健福祉部	保健センター

◆印の施策は再掲のものを示す

3

必要不可欠な行政機能は確保する

対象とするプログラム：3-1,3-2

3-1 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ

< 要点 >

庁舎等の耐震化や電力等の確保対策など機能強化を行うとともに、業務継続計画の策定や広域連携協定等により、行政機能不全の防止を図る。

行政機関の機能強化

【「徳島市公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」の策定】

施策 No.1 (他の該当プログラム：なし)

- ・将来にわたり市民が安心安全に利用できる公共施設を継承していくため、「徳島市公共施設等総合管理計画」に基づき、「個別施設計画」を策定しており、各施設における長寿命化・機能維持や、保有量の縮減と規模の最適化、運営の見直しや多様な主体との連携による効率化を図っていく。

【徳島市葬斎場地震・津波対策】

施策 No.4 (他の該当プログラム：なし)

- ・南海トラフ巨大地震のレベル2地震・津波想定（徳島市地震・津波防災マップ）では、本市葬斎場は津波浸水深2～3メートルの位置にあり、有事の際にも火葬業務を遂行できるよう対策が必要で、火葬設備等の浸水破壊を防ぐため、葬斎場の周りを防潮堤で囲むなどの対策等を検討する。

【災害時対応力の維持強化】

施策 No.43 (他の該当プログラム：なし)

- ・南海トラフ巨大地震等による地震や津波により本市が被災した場合、限られた人的・物的資源の中で、災害対応業務と災害時優先業務を行っていかねばならない。その基本となる徳島市業務継続計画は、平成29年度に策定を行った。また、平成30、31年度は、策定した業務継続計画を踏まえた訓練を実施し、計画の実効性について確認し、計画の修正等を行った。なお、業務継続計画策定に合わせて、修正及び、作成の必要がある地域防災計画の改定及び災害時受援計画策定を行う。

【災害対策本部の機能強化】

施策 No.44 (他の該当プログラム：4-3)

- ・徳島市地域防災計画において、本庁舎の代替施設を西消防署に決定しているが、当該施設には災害対策本部を設置するための各種設備が不足している状況である。災害対策本部及び災害対策連絡室を円滑に設置できるよう、必要な情報通信機能（県防災行政無線機器の接続用アダプタ及びアンテナ等、電話・インターネット等の各種配線）の整備を行う。



西消防署
庄町1丁目

【上下水道局庁舎の建設】

施策 No.81（他の該当プログラム：なし）

- ・防災拠点となる庁舎の耐震化（新築）を進めるため、庁舎整備基本計画を策定し、令和5年度中の完成を目指している。

再掲の施策

【コミュニティセンター・支所への太陽光パネル・蓄電池設置】

施策 No.3（他の該当プログラム：2-1）

施策概要は p.34 参照

【消防施設の長寿命化】

施策 No.60（他の該当プログラム：2-3）

施策概要は p.37 参照

《横断的分野に含まれる施策》

＜人材育成分野＞

【徳島市民総合防災訓練】 施策 No.57

※施策概要及び重要業績指標は p.62～p.63 参照

＜長寿命化対策分野＞

【学校施設の長寿命化計画策定】 施策 No.75

※施策概要及び重要業績指標は p.65 参照

《本市強靱化に関連する国、県及び関係機関の主な指標》

【事前復興の取組の推進】 関連指標 No.26

※指標概要及び重要業績指標は p.66～p.70 参照

●重要業績指標●

指標名	施策 No	現状値	目標値	担当	
				部局	課
総合管理計画に基づく「個別施設計画」の策定	1	策定中(H31)	策定(R2)	財政部	管財課
水道管理施設の耐震化率	81	66.7%(H31)	100%(R5)	水道局	施設整備課
◆消防局施設管理計画の策定	60	未策定(H31)	策定(R5)	消防局	総務課

◆印の施策は再掲のものを示す

4

必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

対象とするプログラム：4-1,4-2,4-3

4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、臨時情報や津波警報等の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

< 要点 >

総合情報通信ネットワークシステムのデジタル化や多重化等により、市民への情報伝達体制の強化や情報通信システム基盤等の耐災害性の向上等を図り、情報通信が麻痺や長期停止することがないように対策を講ずるほか、避難行動要支援者に対する避難行動等の支援等により迅速な避難を促し、死傷者の発生を防ぐ。また、放送設備の非常用電源設備の津波浸水対策等に努めテレビ・ラジオ放送の中断等を防ぐ。

市民への情報伝達体制の強化

再掲の施策

【無線機等の整備による情報収集・伝達手段の確保】

施策 No.49（他の該当プログラム：1-3,1-4,1-5,2-2）

【防災行政無線（同報系）の更新】

施策 No.68（他の該当プログラム：1-3,1-4,1-5）

施策概要は p.27 参照

【災害対策本部の機能強化】

施策 No.44（他の該当プログラム：3-2）

施策概要は p.42 参照

避難行動要支援者への対策

再掲の施策

【避難行動要支援者名簿の提供及び個別計画策定の推進】

施策 No.18（他の該当プログラム：1-3,1-4,1-5）

施策概要は p.26 参照

●重要業績指標●

指標名	施策 No	現状値	目標値	担当	
				部局	課
◆通信機器のデジタル化率	49	48%(R1)	100%(R5)	危機管理局	防災対策課
◆防災行政無線（同報系）更新基本計画の改定	68	—	見直し(R2)	消防局	通信指令課
◆避難行動要支援者の個別計画作成者数	18	755人(H31)	2,000人(R5)	保健福祉部	保健福祉政策課

◆印の施策は再掲のものを示す

5

経済活動を機能不全に陥らせない

対象とするプログラム：5-1,5-2,5-3,5-4

5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下にともなう国際競争力の低下
5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
5-4	金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響

< 要点 >

中小企業者等の企業防災・減災等についての取組を促進する。各ライフライン事業者におけるエネルギー供給停止対策の促進を図り、各金融機関は、住民や企業への金融取引が停止しないよう店舗の耐震化等対策を促進する。また、物流ルートの耐災害性を高める。

BCP 策定等の促進

【「事業継続計画（BCP）」の策定支援】

施策 No.20（他の該当プログラム：8-7）

- ・大規模災害発生時に、市内中小企業者等の事業継続あるいは企業活動の早期再開に向けた防災・減災に取り組むための「事業継続計画（BCP）」の策定支援を各関係機関との連携により実施する。

≪横断的分野に含まれる施策≫

< 官民連携分野 >

【指定金融機関との連携取組の推進】 施策 No.74

※施策概要及び重要業績指標は p.64 参照

●重要業績指標●

指標名	施策 No	現状値	目標値	担当	
				部局	課
徳島県企業BCP認定制度における市内企業者の認定数	20	8社(R1.12)	16社(R5)	経済部	経済政策課

対象とするプログラム：5-5,5-6	
5-5	食料等の安定供給の停滞
5-6	農・工業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
<p><要点></p> <p>大規模災害による農業・工業の生産活動の停止や、交通網の途絶により、市民の生活に甚大な影響を受けることがないよう対策を講ずる。</p>	

農業生産基盤の強化

【中山間地域等直接支払事業による支援】

施策 No.22（他の該当プログラム：7-6）

- ・中山間地域等における農業生産条件の不利を補正することで、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援し、中山間地域等における農用地の減少と耕作放棄地の発生を防止する。

【強い農業・担い手づくりの総合支援】

施策 No.24（他の該当プログラム：なし）

- ・食料の安定的な供給体制を確保する上で、産地の収益力強化と担い手の経営発展を推進するため、産地・担い手の発展の状況に応じて必要な農業用機械・施設の導入を農業経営体の規模に応じて支援する。

交通網の維持

再掲の施策

【橋りょうの耐震化推進】

施策 No.34（他の該当プログラム：1-1,2-1,2-2,2-4,2-5,6-4,8-5）

施策概要は p.21 参照

【道路附属物点検】

施策 No.38（他の該当プログラム：2-1,2-2,2-4,2-5,6-4,8-5）

施策概要は p.35 参照

≪横断的分野に含まれる施策≫

<長寿命化対策分野>

【橋りょうの長寿命化】 施策 No.35

【小規模橋りょうの長寿命化】 施策 No.37

※施策概要及び重要業績指標は p.65 参照

≪本市強靱化に関連する国、県及び関係機関の主な指標≫

【緊急輸送道路等における橋梁（15m以上）の耐震化率】 関連指標 No.2

【四国横断自動車道（徳島JCT～徳島東IC（仮称））の整備】 関連指標 No.4

【四国横断自動車道（徳島東IC（仮称）～小松島IC（仮称））の整備】 関連指標 No.5

【四国横断自動車道津田地区への追加IC設置】 関連指標 No.6

【徳島環状道路（延長約35km）の整備】 関連指標 No.7

【徳島小松島港沖洲（外）地区の防波堤の延伸整備】 関連指標 No.8

【広域防災拠点となる県営都市公園設備の防災機能強化（対象3公園）】 関連指標 No.11

【水門・樋門等の自動化・閉鎖率】 関連指標 No.14

【農業用ため池に関するデータベース整備・周知】 関連指標 No.24

【緊急輸送道路における重点整備区間の改良率】 関連指標 No.27

※指標概要及び重要業績指標は p.66～p.70 参照

●重要業績指標●

指標名	施策 No	現状値	目標値	担当	
				部局	課
中山間地域等直接支払事業 対象農用地面積	22	99,882㎡(H30)	740,640㎡(R5)	経済部	農林水産課
◆緊急輸送道路や避難路等に係る 橋梁の耐震化率	34	66%(H31)	82%(R5)	土木部	道路建設課
◆道路ストック点検の進捗率	38	44%(H30)	100%(R5)	土木部	道路維持課

◆印の施策は再掲のものを示す

6

ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

対象とするプログラム：6-1,6-2,6-3

6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
6-3	汚水・ごみ処理施設等の長期間にわたる機能停止

< 要点 >

自然エネルギーによる電力供給体制の整備など、自立・分散型の電力供給システムの導入促進、水道施設の耐震化や水道未普及地の整備推進や下水管渠の耐震化、ごみ処理場や下水処理場における津波対策の推進により、ライフラインの確保や早期復旧を図る。

電力供給体制の整備

再掲の施策

【再生可能エネルギーの普及啓発】

施策 No.5（他の該当プログラム：2-1）

施策概要は p.35 参照

上水道等施設の整備

【取水用深井戸ケーシングの耐震化】

施策 No.83（他の該当プログラム：なし）

- ・ 取水用深井戸の浚渫と井戸内部にステンレス製パイプを挿入し耐震性を図るもので、改良が可能な取水用深井戸については改良済で、残りのものを令和2年度に実施する。改良後は定期的に揚水試験及び井戸内部調査を実施し、保全管理に努める。

再掲の施策

【水道施設の耐震化】

施策 No.82（他の該当プログラム：2-1）

施策概要は p.34 参照

ごみ処理施設等への対策

【ごみ処理施設の浸水対策】

施策 No.11（他の該当プログラム：8-1）

- ・ 東部環境事業所ごみ処理施設は、津波浸水想定区域に該当するため、施設への浸水を防止する対策及び浸水により使用が不可能になる機器の移設等について検討を行う。

【ごみ処理施設の老朽化対策】

施策 No.13（他の該当プログラム：8-1）

- ・ 東部環境事業所ごみ処理施設は、昭和54年に竣工し、40年が経過している。また、西部環境事業所ごみ処理施設は、平成3年に竣工し、28年が経過している。このように、ごみ処理施設は、老朽化が著しいことから、災害時にも安定して施設を稼働できるように、整備計画に基づき設備の維持補修及び整備を実施する。

下水道処理施設等への対策

【し尿処理施設の老朽化対策】

施策 No. 12（他の該当プログラム：なし）

- ・ 東部環境事業所し尿処理施設は第 1 工場が昭和 53 年に竣工し、41 年経過、第 2 工場は昭和 59 年に竣工し 35 年経過している。毎年定期的な補修や計画的な機器の更新で延命化を図っているが、施設の老朽化に対応するため早急に更新計画を策定し、し尿処理事業が機能停止しないよう対策を図る。

【下水道施設の地震・津波対策】

施策 No.39（他の該当プログラム：2-6,6-5）

施策概要は p.40 参照

≪横断的分野に含まれる施策≫

<長寿命化対策分野>

【下水道施設の老朽化対策】 施策 No.41

※施策概要及び重要業績指標は p.65 参照

●重要業績指標●

指標名	施策 No	現状値	目標値	担当	
				部局	課
浄水施設の耐震化率	83	28.3%(H31)	37.2%(R5)	水道局	浄水課
◆水道管路耐震化率	82	35.2%(H31)	41.6%(R5)	水道局	施設整備課
ごみ焼却施設の老朽化対策	13	主要設備の維持補修・整備工事を実施中(H31)	実施(R5)	市民環境部	東部・西部施設課
◆下水道施設の地震・津波対策	39	耐震・耐津波診断の実施(H31)	耐震・耐津波対策工事の実施(R5)	土木部	建設課

◆印の施策は再掲のものを示す

対象とするプログラム：6-4,6-5	
6-4	陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
<p>< 要点 ></p> <p>本市各地への輸送ルートを実際に確保するため、緊急輸送道路・津波迂回路等の整備、耐震化・無電柱化や高規格道路のミッシングリンクの早期解消、土砂災害対策の推進、海岸・河川堤防等の整備、海上輸送拠点となる港湾施設の耐震化を推進し、関係機関が情報共有体制を構築することで、交通ネットワークの早期復旧を実現する。</p>	

交通網の維持

【都市計画道路の整備】

施策 No.28（他の該当プログラム：なし）

- ・内環状線道路整備の一環として、住吉万代園瀬橋線（南昭和工区）を整備するものであり、災害時であっても輸送ルートを複数確保ができるよう事業を推進する。

【地域の社会基盤の強化】

施策 No.33（他の該当プログラム：なし）

- ・高速道路等の建設に伴い、周辺地域にもたらされる地域分断等による影響を受ける社会基盤の機能回復や機能向上を図るもので、四国横断自動車道の側道整備及び周辺対策、徳島環状道路周辺対策を、計画に基づき整備を順次行っている。

再掲の施策

【橋りょうの耐震化推進】

施策 No.34（他の該当プログラム：1-1,2-1,2-2,2-4,2-5,5-5,8-5）

施策概要は p.21 参照

【道路附属物点検】

施策 No.38（他の該当プログラム：2-1,2-2,2-4,2-5,5-5,8-5）

施策概要は p.35 参照

【下水道施設の地震・津波対策】

施策 No.39（他の該当プログラム：2-6,6-3）

施策概要は p.40 参照

≪横断的分野に含まれる施策≫

<長寿命化対策分野>

【橋りょうの長寿命化】 施策 No.35

【小規模橋りょうの長寿命化】 施策 No.37

【下水道施設の老朽化対策】 施策 No.41

※施策概要及び重要業績指標は p.65 参照

≪本市強靱化に関連する国、県及び関係機関の主な指標≫

【緊急輸送道路等における橋梁（15m以上）の耐震化率】 関連指標 No.2

【無電柱化した徳島市内の道路の延長(累計)】 関連指標 No.3

【四国横断自動車道（徳島JCT～徳島東IC（仮称））の整備】 関連指標 No.4

【四国横断自動車道（徳島東IC（仮称）～小松島IC（仮称））の整備】 関連指標 No.5

【四国横断自動車道津田地区への追加IC設置】 関連指標 No.6

【徳島環状道路（延長約 35km）の整備】 関連指標 No.7

【徳島小松島港沖洲（外）地区の防波堤の延伸整備】 関連指標 No.8

【徳島東 IC と複合一貫輸送ターミナルを直結する臨港道路の整備】 関連指標 No.9

【吉野川・今切川の地震・津波対策の促進】 関連指標 No.13

【水門・樋門等の自動化・閉鎖率】 関連指標 No.14

【県管理河川（重点対策河川）の整備の推進】 関連指標 No.16

【海岸におけるソフト・ハード一体的な高潮・侵食対策の推進】 関連指標 No.20

【緊急輸送道路における重点整備区間の改良率】 関連指標 No.27

※指標概要及び重要業績指標は p.66～p.70 参照

●重要業績指標●

指標名	施策 No	現状値	目標値	担当	
				部局	課
事業用地取得率（面積ベース）	28	81.39%(H31)	100%(R5)	都市整備部	まちづくり推進課
四国横断自動車道周辺対策	33	整備中(H31)	80%(R5)	都市整備部	広域道整備課
四国横断自動車道側道整備	33	整備中(H31)	100%(R5)	都市整備部	広域道整備課
徳島環状道路周辺対策	33	整備中(H31)	—	都市整備部	広域道整備課
◆緊急輸送道路や避難路等に係る 橋梁の耐震化率	34	66%(H31)	82%(R5)	土木部	道路建設課
◆道路ストック点検の進捗率	38	44%(H30)	100%(R5)	土木部	道路維持課
◆下水道施設の地震・津波対策	39	耐震・耐津波診断の 実施(H31)	耐震・耐津波対策工事の 実施(R5)	土木部	建設課

◆印の施策は再掲のものを示す

7

制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

対象とするプログラム：7-1,7-2,7-3,7-4,7-5

7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺
7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
7-5	有害物質の大規模拡散・流出

< 要点 >

1-1、1-2による火災対策や建築物等の倒壊対策、1-3、1-4、1-5による水害、土砂災害対策に加え、ダム管理施設の改良促進や空中消火の体制整備や有害物質の拡散防止対策、漂流物防止対策等を実施するとともに、関係防災機関が連携して防災訓練に取り組む。

防火対策、有害物質への対策推進

再掲の施策

【消防施設等の強化】

施策 No.64（他の該当プログラム：1-2,2-3）

施策 No.65（他の該当プログラム：1-2）

【住宅用火災警報器の設置】

施策 No.72（他の該当プログラム：1-2）

施策概要は p.22 参照

【消防団員の装備等充実】

施策 No.63（他の該当プログラム：2-3）

施策概要は p.37 参照

避難体制の強化

再掲の施策

【防災関連標識板の整備等】

施策 No.48（他の該当プログラム：1-2,1-3,1-4,1-5）

施策概要は p.23 参照

避難路の安全性確保

再掲の施策

【住宅・建築物の耐震化促進等】

施策 No.30（他の該当プログラム：1-1）

【ブロック塀の倒壊による被害の防止】

施策 No.77（他の該当プログラム：1-1）

施策概要は p.21 参照

【老朽建築物の安全対策の促進】

施策 No.29（他の該当プログラム：1-1）

施策概要は p.22 参照

《横断的分野に含まれる施策》

＜人材育成分野＞

【子ども防火・防災啓発推進】施策 No.70

【地域防火防災推進】施策 No.73

※施策概要及び重要業績指標は p.62～p.63 参照

《本市強靱化に関連する国、県及び関係機関の主な指標》

【土砂災害の危険性のある要配慮者利用施設及び避難所の保全施設数（累計）】

関連指標 No.22

【農業用ため池に関するデータベース整備・周知】 関連指標 No.24

※指標概要及び重要業績指標は p.66～p.70 参照

●重要業績指標●

指標名	施策 No	現状値	目標値	担当	
				部局	課
◆緊急消防援助隊登録数	64	—	消火隊+3、救助隊+1、救急隊+1 (R5)	消防局	警防課
◆耐震性貯水槽の整備	65	3基(H31)	10～14基(R5以降)	消防局	警防課
◆住宅用火災警報器の設置率	72	81.3%(H31)	95%(R5)	消防局	予防課
◆消防団装備の基準改正に伴う各資機材整備計画	63	40%(H31)	100%(R5)	消防局	警防課
◆危険な空き家の除却数	29	累計 131戸(H31)	累計 205戸(R5)	都市整備部	建築指導課
◆既存木造住宅の耐震化率	30	77.7%(H28)	促進(R5) ⇒ 100%(R8)	都市整備部	建築指導課
◆学校施設における安全対策の必要なブロック塀の全長	77	6,302m(H31)	0m(R5)	教育委員会事務局	総務課

◆印の施策は再掲のものを示す

対象とするプログラム：7-6

7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

<要点>

森林の間伐等による計画的な森林整備の促進や森林の公的管理を推進するとともに、農地・農業水利施設等の地域資源の保全活動推進などにより、農地・森林等の荒廃による被害の拡大を防ぐ。

水利施設の整備

【排水路側壁の老朽化対策】

施策 No.26（他の該当プログラム：なし）

- ・耐用年数の超過、老朽化等により排水管理に支障をきたしているため、機能保全計画に基づく対策工事を行い、施設の機能保全及び安全性の確保を図る。平成23年度から令和3年度を農山漁村地域整備交付金（水利施設整備事業）事業期間として排水路の整備を行っているが、対象区間は当該排水路の一部区間である。対象区間以外でも耐用年数の超過、老朽化等により排水管理に支障をきたす可能性があるため、対策を図る必要がある。

農地・森林の保全・管理

【県単治山事業】

施策 No.21（他の該当プログラム：なし）

- ・山地災害の未然防止と災害が発生した場合の早期復旧を進めるため、山腹等の荒廃地を構造物により安定させたり、植栽工等で土砂崩壊防止などの森林の多面的機能を発揮させる。

【鳥獣被害防止】

施策 No.23（他の該当プログラム：なし）

- ・農地、森林の適切な管理により野生鳥獣による被害に対応するため、侵入防止柵の設置、有害鳥獣の捕獲による被害防止を図る。徳島市鳥獣被害対策協議会を事業主体として、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した鳥獣侵入防止柵の設置を進めており、平成30年度までに78.5kmを設置しており、今後の課題として、侵入防止柵設置による野生動物の動向の変化を捉え、設置箇所の最適化を検討する必要がある。

【県単林道事業】

施策 No.25（他の該当プログラム：なし）

- ・計画的な林道の開設、改良を行い、森林資源の積極的な開発と林業の振興を図り、経済力の培養を住民生活の安定、安全及び福祉の向上等に資する。

再掲の施策

【中山間地域等直接支払事業による支援】

施策 No.22（他の該当プログラム：5-5）

施策概要は p.46 参照

●重要業績指標●

指標名	施策 No	現状値	目標値	担当	
				部局	課
機能保全計画に基づく水利施設整備事業（平成23年～令和3年）	26	73.6%(H31)	事業完了(R3年度内)	経済部	耕地課
県単治山事業による治山対策の実施	21	県単治山事業西地地区水路工事の実施(H31)	—	経済部	農林水産課
鳥獣侵入防止柵の設置延長	23	78.5km(H31)	92.0km(R5)	経済部	農林水産課
開設・改良工事の延長	25	大谷線 L = 55 紅葉山線 L = 1,261 (H31)	大谷線 L = 85 紅葉山線 L = 1,600 (R2終了予定)	経済部	農林水産課
◆中山間地域等直接支払事業対象農用地面積	22	99,882㎡(H30)	740,640㎡(R5)	経済部	農林水産課

◆印の施策は再掲のものを示す

8

地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

対象とするプログラム：8-1,8-3,8-4,8-5

8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、有形・無形の文化の衰退・損失
8-5	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

<要点>

ミッシングリンクの早期解消を促進するとともに、公共土木施設等の長寿命化対策等を推進し、基幹インフラの損壊等の防止を図る。また、災害廃棄物の迅速な処理を行える体制整備や、地籍調査を促進する。さらに、長期浸水に備え、海岸堤防等の耐震化を推進する。

廃棄物の収集体制の整備

【新たな一般廃棄物中間処理施設の整備】

施策 No.8 (他の該当プログラム：なし)

- ・老朽化した現有施設（東部環境事業所、西部環境事業所）に替えて、周辺5市町と共に災害に強い新たな一般廃棄物中間処理施設を整備し、一般廃棄物及び災害廃棄物を処理する。大規模災害に備え、建設候補地までの搬入出ルートを複数確保できるよう、橋りょうの新設や道路整備等を併せて行う必要がある。



西部環境事業所
国府町北岩延



東部環境事業所
論田町元開

【家庭ごみ収集車両津波等対策】

施策 No.10 (他の該当プログラム：なし)

- ・東部環境事業所は、津波浸水想定区域に該当するため、業務課が保有する家庭ごみの収集に必要な塵芥収集車等は、浸水等により使用できなくなる可能性があることから、継続的に車両が使用できるよう対策を講じる必要がある。

【家庭ごみ収集車両浸水対策】

施策 No.14 (他の該当プログラム：なし)

- ・西部環境事業所業務課が保有する家庭ごみの収集に必要な塵芥収集車等は、洪水等による浸水から回避する必要があるため、事業所敷地内の退避可能なスペースの設置等について対策を検討する。

再掲の施策

【避難場所・避難経路の整備】

施策 No.9（他の該当プログラム：1-5）

施策概要は p.31 参照

【ごみ処理施設の浸水対策】

施策 No.11（他の該当プログラム：6-3）

【ごみ処理施設の老朽化対策】

施策 No.13（他の該当プログラム：6-3）

施策概要は p.48 参照

災害廃棄物の処理

再掲の施策

【徳島市災害廃棄物処理計画】

施策 No.7（他の該当プログラム：2-6）

施策概要は p.40 参照

廃棄物処理の人手確保

【災害ボランティアコーディネーターの養成】

施策 No.15（他の該当プログラム：8-2）

- ・災害時に迅速な対応がとれるよう、災害ボランティアコーディネーターへのフォローアップや地域での実地訓練等を実施する。平成 30 年度は、地域の多様な機関との連携や支援活動体制の構築を目的とし、災害ボランティアコーディネーター養成講座修了生や地域住民等とともに「災害ボランティアセンター設置訓練」を実施した。

【災害ボランティアセンターに必要な資機材の整備費の補助】

施策 No.16（他の該当プログラム：8-2）

- ・災害ボランティアセンターは、地域防災計画に基づき、市の要請により、徳島市社会福祉協議会が開設する。円滑なボランティア活動が行われるよう、必要な資機材について平成 29 年度から 5 ヶ年計画で支援しており、平成 30 年度は、投光器、発電機等計 10 種類の資機材を購入している。

衛生環境悪化対策

再掲の施策

【衛生害虫駆除活動】

施策 No.6（他の該当プログラム：2-6,2-7）

施策概要は p.40 参照

復旧・復興事業への備え

【地籍調査の推進】

施策 No.27（他の該当プログラム：8-6）

- ・被災後の迅速な復旧・復興が可能となるよう、地籍調査の促進を図る。昭和 58 年度から調査継続中であり、平成 23 年度からは国府地区において調査を実施しているが、令和 2 年度からの第 7 次国土調査事業十箇年計画の策定に合わせ、津波浸水が想定される沿岸部に調査地域を変更する。

基幹インフラの損壊防止

再掲の施策

【橋りょうの耐震化推進】

施策 No.34（他の該当プログラム：1-1,2-1,2-2,2-4,2-5,5-5,6-4）

施策概要は p.21 参照

【道路附属物点検】

施策 No.38（他の該当プログラム：2-1,2-2,2-4,2-5,5-5,6-4）

施策概要は p.35 参照

≪横断的分野に含まれる施策≫

<長寿命化対策分野>

【橋りょうの長寿命化】 施策 No.35

【小規模橋りょうの長寿命化】 施策 No.37

※施策概要及び重要業績指標は p.65 参照

≪本市強靱化に関連する国、県及び関係機関の主な指標≫

【緊急輸送道路等における橋梁（15m以上）の耐震化率】 関連指標 No.2

【四国横断自動車道（徳島JCT～徳島東IC（仮称））の整備】 関連指標 No.4

【四国横断自動車道（徳島東IC（仮称）～小松島IC（仮称））の整備】 関連指標 No.5

【四国横断自動車道津田地区への追加IC設置】 関連指標 No.6

【徳島環状道路（延長約35km）の整備】 関連指標 No.7

【徳島小松島港沖洲（外）地区の防波堤の延伸整備】 関連指標 No.8

【吉野川・今切川の地震・津波対策の促進】 関連指標 No.13

【水門・樋門等の自動化・閉鎖率】 関連指標 No.14

【県管理河川（重点対策河川）の整備の推進】 関連指標 No.16

【海岸におけるソフト・ハード一体的な高潮・侵食対策の推進】 関連指標 No.20

【老朽化対策に着手した施設数（排水機場、橋梁、トンネル、都市公園、港湾施設、漁港施設）】 関連指標 No.21

【緊急輸送道路における重点整備区間の改良率】 関連指標 No.27

※指標概要及び重要業績指標は p.66～p.70 参照

●重要業績指標●

指標名	施策 No	現状値	目標値	担当	
				部局	課
新たな一般廃棄物中間処理施設の整備	8	施設整備実施計画及び環境影響評価着手(H31)	工事（造成）継続 (R5)	市民環境部	環境施設整備室
◆ごみ焼却施設の老朽化対策	13	主要設備の維持補修・整備工事を実施中(H31)	実施(R5)	市民環境部	東部・西部施設課
◆徳島市災害廃棄物処理計画の策定	7	策定済(H28)	—	市民環境部	市民環境政策課
災害ボランティアコーディネーター養成講座の参加者数	15	60人(H31)	60人(R5)	保健福祉部	保健福祉政策課
災害ボランティアセンター体制整備事業5ヶ年計画 (H29～R3)	16	計画3年目(H31)	計画終了(R3)	保健福祉部	保健福祉政策課
地籍調査進捗率	27	24.13%(H30)	26.67%(R5)	都市整備部	都市政策課
◆緊急輸送道路や避難路等に係る橋梁の耐震化率	34	66%(H31)	82%(R5)	土木部	道路建設課
◆道路ストック点検の進捗率	38	44%(H30)	100%(R5)	土木部	道路維持課

◆印の施策は再掲のものを示す

対象とするプログラム：8-2,8-7	
8-2	地域コミュニティの崩壊、復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
8-7	速やかな復興に資する業務継続計画等の欠如による地域経済への甚大な影響
<p>< 要点 ></p> <p>自主防災組織の活性化や地域防災リーダーの育成により地域防災力の強化を図る。加えて、消防等の体制・資機材等の充実強化を図る。</p> <p>大規模災害からの被害軽減・早期復旧を図るため、市内中小企業者等のBCPの策定を促進する。</p>	

復興を支える人材確保

再掲の施策

【災害ボランティアコーディネーターの養成】

施策 No.15（他の該当プログラム：8-1）

【災害ボランティアセンターに必要な資機材の整備費の補助】

施策 No.16（他の該当プログラム：8-1）

施策概要は p.57 参照

BCP 策定等の促進

再掲の施策

【「事業継続計画（BCP）」の策定支援】

施策 No.20（他の該当プログラム：5-1,5-2）

施策概要は p.45 参照

≪横断的分野に含まれる施策≫

<人材育成分野>

【子ども防火・防災啓発推進】 施策 No.70

【市民防災指導員育成・活用】 施策 No.71

【地域防火防災推進】 施策 No.73

【学校防災ボランティア推進】 施策 No.78

※施策概要及び重要業績指標は p.62～p.63 参照

≪本市強靱化に関連する国、県及び関係機関の主な指標≫

【BCP 策定病院数】 関連指標 No.25

【事前復興の取組の推進】 関連指標 No.26

※指標概要及び重要業績指標は p.66～p.70 参照

●重要業績指標●

指標名	施策 No	現状値	目標値	担当	
				部局	課
◆災害ボランティアコーディネーター養成講座の参加者数	15	60人(H31)	60人(R5)	保健福祉部	保健福祉政策課
◆災害ボランティアセンター体制整備事業5ヶ年計画(H29～R3)	16	計画3年目(H31)	計画終了(R3)	保健福祉部	保健福祉政策課
◆徳島県企業BCP認定制度における市内企業者の認定数	20	8社(R1.12)	16社(R5)	経済部	経済政策課

◆印の施策は再掲のものを示す

対象とするプログラム：8-6

8-6 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

< 要点 >

被災後に早期かつ的確に復興が行われるよう、復興に関する体制や手順の検討を実施する。また、発災後に速やかに応急仮設住宅を建設できるよう、事前の用地確保を推進する。

復旧・復興事業への備え

再掲の施策

【地籍調査の推進】

施策 No.27（他の該当プログラム：8-5）

施策概要は p.57 参照

●重要業績指標●

指標名	施策 No	現状値	目標値	担当	
				部局	課
◆地籍調査進捗率	27	24.13%(H30)	26.67%(R5)	都市整備部	都市政策課

◆印の施策は再掲のものを示す

横断的 分野 1	リスクコミュニケーション分野
----------------	----------------

【地域防災力向上のための自主防災組織活動促進】

施策 No.51（該当プログラム：1-1,1-2,1-3,1-4,1-5）

- ・小学校区単位以上で組織する地区自主防災連合組織の結成を促進し、自主防災活動の充実活性化を図るとともに、訓練・啓発活動費、防災資機材整備費、防災士資格取得費等への補助を実施し、各組織自らが訓練を計画・実施することにより、地域で防災意識啓発や地域防災力の向上が図られ、地域防災力の強化につなげる。

●重要業績指標●

指標名	施策 No	現状値	目標値	担当	
				部局	課
地区自主防災連合組織結成状況 (全29組織)	51	28組織(H31)	29組織(R5)	危機管理局	防災対策課
				消防局	予防課
自主防災組織結成率	51	45.7%(R1)	47.0%(R5)	危機管理局	防災対策課

【防災研修会の開催】

施策 No.53（該当プログラム：1-1,1-2,1-3,1-4,1-5）

- ・南海トラフ巨大地震等の大規模災害や、その他の自然災害に備え、市民への防災知識の普及啓発による地域防災力の強化を図ることを目的として、毎年1回、町内会、自主防災組織、その他市民等を対象に「市民防災研修会」を実施している。今後は、参加者数の増加を目指すとともに、災害状況の変動に伴い、ニーズに即した研修内容の考案にも取り組む。

【徳島市民総合防災訓練】

施策 No.57（該当プログラム：2-7,3-2）

- ・東日本大震災や熊本地震を受け、行政側が被災した状況での避難所運営については、その多くの部分を住民側による対応に頼らざるを得ない状況となることが浮き彫りとなった。そのため、地域住民の避難所運営に関する知識・技術の向上を図り、来るべき大規模災害に備えるため避難所運営訓練を含む総合防災訓練を開催する。



徳島市民総合防災訓練
ロープワークの体験



徳島市民総合防災訓練
サークルライトの設営体験

【応急手当普及啓発】

施策 No.61（該当プログラム：1-1）

- ・市民を対象にした応急手当の講習を継続的に実施し、応急手当の普及啓発につなげ、救命率の向上を目指す。令和元年度は131回の普通救命講習を開催し、2,763人が受講しており、今後は受講者数のさらなる増加を目指す。

【次世代の救急救命育成プロジェクト】

施策 No.62（該当プログラム：1-1）

- ・早い時期（小学校）から心肺蘇生法やAEDに触れながら、命を救う行動を学び、救命への意識を高めることで、命を大切にすることを育み他人への思いやりや、支えあうことを知ることができる。今年度も全ての小中学校で実施したが、今後は対象となる生徒を高校まで広げて、複数回の受講機会が与えられる環境づくりを進める。

【子ども防火・防災啓発推進】

施策 No.70（該当プログラム：1-1,1-2,1-3,1-4,1-5,7-1,8-2）

- ・小学生等を対象に移動消防署を実施し、防火・防災意識の普及啓発を行い、次世代を担う防火・防災リーダーとしての育成に努める。

【市民防災指導員育成・活用】

施策 No.71（該当プログラム：1-1,1-2,1-3,1-4,1-5,8-2）

- ・市民力を生かした地域防災力の向上を図るため、居住地域の防災リーダーとして活動の中核となる「市民防災指導員」を養成し育成するため、防災に関する研修会を開催する。また、防災士資格取得者を市民防災指導員として登録し、地域防災活動の活性化を図る。

【地域防火防災推進】

施策 No.73（該当プログラム：1-1,1-2,1-3,1-4,1-5,2-3,7-1,8-2）

- ・地域の防火・防災リーダーとして活動している婦人防火クラブや幼年・少年消防クラブの活動支援を行うとともに、幼稚園、学校、事業所及び町内会等、広く市民を対象とした防火・防災教室（講演等）を開催し、地域の防火・防災対策を推進する。

【学校防災ボランティア推進】

施策 No.78（該当プログラム：8-2）

- ・少子高齢化にあって、学校での防災教育を通して、将来の地域における防災教育の核となる人材を育成することが求められている。「防災クラブ」を中心に、防災ボランティアとしての知識と技能を、地域防災とも関わりながら身につけ、学校防災活動の活性化と地域防災の担い手育成につなげていく。平成 25 年度より事業を開始し、徳島市立中学校 15 校のうち、平成 31 年度実施校を含め、11 校が実施している。

●重要業績指標●

指標名	施策 No	現状値	目標値	担当	
				部局	課
避難所運営訓練実施地区数	57	6地区(R1)	14地区(R5)	危機管理局	防災対策課
市民によるCPR（心肺蘇生法）実施率	61	45%(H31)	60%以上(R5)	消防局	警防課
小・中学校（指定学年）の受講率	62	単年度での実施率 100%(H31)	単年度での実施率 100%(R5)	消防局	警防課
移動消防署の実施	70	11校(H30) 小学校33校を3年間の ローリング方式で実施	実施率100%	消防局	予防課
市民防災指導員活用実績	71	125人(H30)	120人(R5)	消防局	予防課
市民を対象とした防火・防災教室 （講演等）実施状況	73	41,485人(H30)	50,000人(R5)	消防局	予防課
中学校に「防災クラブ」を設置 （市立中学校15校）	78	累計11校(H31)	累計15校(R5)	教育委員会事務局	学校教育課

横断的 分野 3	官民連携分野
----------------	--------

【指定金融機関との連携取組の推進】

施策 No.74（該当プログラム：5-4）

- ・本市と指定金融機関におけるそれぞれのBCPの実効性を向上させるため、災害時における資金決済の手段など、事前にできる準備として、具体的な業務の連携方法について確認を行う。

●重要業績指標●

指標名	施策 No	現状値	目標値	担当	
				部局	課
指定金融機関との連携取組の推進	74	—	指定金融機関(阿波銀行)が策定したBCPと本市の業務の連携関係を確認する(R4)	会計管理者	会計課

【橋りょうの長寿命化】

施策 No.35（該当プログラム：1-1,2-1,2-2,2-4,2-5,5-5,6-4,8-5）

- ・徳島市が管理するすべての橋りょうを、定期点検を行うことにより維持管理・更新についての計画を定め、適切な管理と適時の修繕によりライフサイクルコストの縮減と道路の安全性確保を目的として「徳島市橋りょう長寿命化修繕計画」を策定し、長寿命化事業を実施する。

【小規模橋りょうの長寿命化】

施策 No.37（該当プログラム：1-1,2-1,2-2,2-4,2-5,5-5,6-4,8-5）

- ・徳島市が管理する橋りょうの内、小規模橋りょうについて、適切な管理と適時の修繕によるライフサイクルコストの縮減及び道路の安全性確保を目的として「徳島市橋りょう長寿命化修繕計画」の行動計画（短期）に基づき、長寿命化事業を実施する。

【下水道施設の老朽化対策】

施策 No.41（該当プログラム：2-6,6-3,6-5）

- ・老朽化により能力や耐久力が低下している下水道施設を改築し長寿命化を図ることで、浸水被害や道路陥没等の下水道施設に起因する災害を未然に防止する。そのためにストックマネジメント計画に基づく改築工事に移行する必要があるため、公共下水道ストックマネジメント計画を策定する。また、膨大な数に及ぶ下水道施設の老朽化に対応するため、効率的な改築計画を策定（見直し）し、持続的な機能確保を図る必要がある。

【学校施設の長寿命化計画策定】

施策 No.75（該当プログラム：2-7,3-2）

- ・公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）を、令和2年度までに策定する必要があるため、中長期的な維持管理経費等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図り、学校施設に求められる機能・性能を確保する。

●重要業績指標●

指標名	施策 No	現状値	目標値	担当	
				部局	課
「徳島市橋りょう長寿命化修繕計画」の行動計画（短期）に基づく事業の進捗率	37	0%(H30)	100%(R5)	土木部	道路維持課
長寿命化計画(H25～H31)に基づく改築工事の進捗率	41	80%(H31)	80%(R5)	土木部	保全課
ストックマネジメント計画(R1～R5)に基づく改築工事の進捗率	41	0%(H31)	100%(R5)	土木部	保全課
学校施設の長寿命化計画策定	75	策定中(H31)	策定(R2)	教育委員会事務局	総務課

国、県及び関係組織が実施する事業について、本市を強靱化する上で特に重要となるものを以下にまとめた。本市は、国、県及び関係機関と連携してこれらの事業を推進し、一体となって強靱化に取り組む。

【徳島東部都市計画区域マスタープランの策定】 関連指標 No.1

(該当プログラム：1-1,1-2)

- ・ 県と連携し、基礎調査結果に基づく分析調査を進め、県においては本市等の関係市町と調整を図りながら、防災・減災対策も踏まえ、区域マスタープラン等を変更・策定する。

【緊急輸送道路等における橋梁（15m以上）の耐震化率】 関連指標 No.2

(該当プログラム：1-1,1-2,2-1,2-2,2-4,5-5,6-4,8-1,8-5)

【無電柱化した徳島市内の道路の延長(累計)】 関連指標 No.3

(該当プログラム：1-1,1-2,2-1,2-2,2-4,6-4)

【四国横断自動車道（徳島 JCT～徳島東 IC（仮称））の整備】 関連指標 No.4

【四国横断自動車道（徳島東 IC（仮称）～小松島 IC（仮称））の整備】 関連指標 No.5

【四国横断自動車道津田地区への追加 IC 設置】 関連指標 No.6

【徳島環状道路（延長約 35km）の整備】 関連指標 No.7

(該当プログラム：2-1,2-2,2-4,2-5,5-5,6-4,8-1,8-5)

【徳島小松島港沖洲（外）地区の防波堤の延伸整備】 関連指標 No.8

(該当プログラム：2-1,2-2,5-5,6-4,6-5,8-5)

【徳島東 IC と複合一貫輸送ターミナルを直結する臨港道路の整備】 関連指標 No.9

(該当プログラム：2-2,6-4,6-5)

- ・ 国、県及び関係機関は本市と連携し、高規格道路等のミッシングリンクの早期解消や機能強化のため、四国横断自動車道の整備を関係機関と促進する。また、救助・救急、医療活動や物資の供給を迅速に行うため、緊急輸送道路等の整備・耐震化、無電柱化の推進、斜面对策、海上輸送拠点となる港湾施設の整備・耐震化を推進するとともに、複数のルートを確保するため、緊急輸送道路を補完する県管理道や農林道の整備を推進する。



整備中の四国横断自動車道
沖洲付近

【津波避難対策緊急事業計画の策定支援】 関連指標 No.10

(該当プログラム：1-3)

- ・国及び県は本市と連携し、高速道路の法面を活用した避難路・避難場所の整備を推進するとともに、津波避難ビルの指定を促進し、津波避難困難地の解消を図る。また、夜間の安全な避難を確保するため、LED蓄電型照明灯の整備を推進する。

【広域防災拠点となる県営都市公園設備の防災機能強化(対象3公園)】 関連指標 No.11

(該当プログラム：1-3,2-1,5-5)

- ・県は広域的かつ大規模な災害による多数の避難者に対応するため、公園内における避難場所の確保に取り組むとともに、防災機能の強化を推進する。対象3公園のうち、本市では蔵本公園が対象となる。

【鉄道高架事業の推進】 関連指標 No.12

(該当プログラム：1-3)

- ・鉄道高架事業については、事業効果の早期発現を目指し、早期着手が可能な区間から事業化を図るなど県は本市及び関係機関と連携し、効率的・効果的に事業を推進する。

【吉野川・今切川の地震・津波対策の促進】 関連指標 No.13

(該当プログラム：1-3,2-1,2-2,6-4,8-3,8-5)

【水門・樋門等の自動化・閉鎖率】 関連指標 No.14

(該当プログラム：1-3,2-1,2-2,5-5,6-4,6-5,8-3,8-5)

- ・国及び県は本市と連携し、津波が想定される地域等における河川・海岸堤防等の整備と耐震対策や水門、樋門、陸閘等の自動化・統廃合・常時閉鎖を推進するとともに、閉鎖作業訓練により能力の向上を図る。河川・海岸堤防等の整備に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮する。

【吉野川・今切川の整備の促進】 関連指標 No.15

(該当プログラム：1-4)

【県管理河川(重点対策河川)の整備の推進】 関連指標 No.16

(該当プログラム：1-4,2-1,2-2,6-4,8-3,8-5)

- ・大規模水害による被害を最小限にするため、国及び県は本市と連携し、河道掘削や築堤、既設ダムの施設改良・柔軟な運用等による機能強化など、治水対策を推進する。

【危機管理型水位計の整備】 関連指標 No.17

【洪水浸水想定区域図の作成】 関連指標 No.18

【洪水タイムラインの作成】 関連指標 No.19

(該当プログラム：1-4)

- ・県は本市と連携し、気候変動に伴う水害の頻発・激甚化に対して、住民の避難行動を促し、人的被害をなくすため、分かりやすい水位情報の発信や洪水浸水想定区域・洪水タイムラインの周知を推進する。

【海岸におけるソフト・ハード一体的な高潮・侵食対策の推進】 関連指標 No.20

(該当プログラム：1-4,6-4,6-5,8-3,8-5)

- ・国及び県は本市と連携し、高潮による被害の軽減を図るため、住民の円滑かつ迅速な避難に資する高潮浸水想定区域図の作成や、破堤防止のための堤防補強など、ソフト・ハードの両面から高潮対策を推進する。

【老朽化対策に着手した施設数（排水機場、橋梁、トンネル、都市公園、港湾施設、漁港施設）】 関連指標 No.21

(該当プログラム：1-4,8-1,8-4,8-5)

- ・道路、河川、港湾、砂防など社会資本の多くは、高度経済成長期に整備され、多くの施設が急激に高齢期を迎えることから、国及び県は本市と連携し、ライフサイクルコストの最小化や予算の平準化を図るための、公共土木施設等の長寿命化対策を推進する。

【土砂災害の危険性のある要配慮者利用施設及び避難所の保全施設数（累計）】

関連指標 No.22

(該当プログラム：1-5,7-4)

- ・国及び県は本市と連携し、大規模土砂災害の被害を最小限に押さえるため、治山・砂防事業、地すべり防止事業等を推進し、特に要配慮者利用施設、避難路・避難施設に対する安全を確保する。

【土砂災害警戒区域の指定率】 関連指標 No.23

(該当プログラム：1-5)

- ・県は、令和元年末までに、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき区域指定を完了させた。その公表や土砂災害警戒情報等の適時・適切な発令により、土砂災害の危険性の周知を強化する必要がある。さらに、本市と連携し、住民への啓発、避難訓練等を併せたソフト対策全般を強化し、実効性のある避難のための警戒避難体制の整備を図る。

【農業用ため池に関するデータベース整備・周知】 関連指標 No.24

(該当プログラム：1-5,5-6,7-4)

- ・防災重点ため池について、下流への影響度の高いため池を優先した耐震・豪雨対策を計画的かつ着実に進める必要がある。また、現在の水利用の実情に合わせて、ため池の統廃合等を順次進める必要がある。県は本市と連携して、全ての農業用ため池について、データベースを整備し公表するほか、防災重点ため池において、ハザードマップまたは浸水想定区域図の作成・公表、緊急連絡体制の整備を行い緊急時の迅速な避難行動につなげるとともに、関係機関が連携した訓練を実施するなど、災害対応力の向上を図る。

【BCP策定病院数】 関連指標 No.25

(該当プログラム：2-5,8-7)

- ・県は、医療機関の災害対策マニュアルやBCP（事業継続計画）の整備について、状況変化に応じて適宜見直しを行うとともに、災害訓練や救急勉強会等を継続して実施する。本市も県と連携し、災害医療提供体制の一層の充実・強化を図る。

【事前復興の取組の推進】 関連指標 No.26

(該当プログラム：3-2,8-7)

- ・県は、震災からの復旧及び復興を迅速かつ円滑に推進するため、本市と連携し、事前復興の取組みを推進する。

【緊急輸送道路における重点整備区間の改良率】 関連指標 No.27

(該当プログラム：5-5,6-4,8-1)

- ・県は本市や関係機関と連携し、物流インフラの災害対応能力の強化に向けて、高速道路等のミッシングリンクの早期解消や機能強化のため、四国横断自動車道の整備を促進するとともに、緊急輸送道路等の整備・耐震化や海上輸送拠点となる港湾施設の整備・耐震化を推進する。さらに、農地の津波被害を軽減するため、海岸・河川堤防の地震・津波対策を推進する。

●国、県及び関係機関の重要業績指標●

指標名	関連指標No	重要業績指標			関係する主な機関等 (本市以外)
		内訳	現状値	目標値	
徳島東部都市計画区域マスタープランの策定	1	徳島県	見直し着手(H30)	策定(R4)	徳島県
緊急輸送道路等における橋梁(15m以上)の耐震化率	2	国	48%(H30)	91%(R4)	国
無電柱化した徳島市内の道路の延長(累計)	3	国	14.6km(H30)	16.4km(R4)	国、徳島県
四国横断自動車道(徳島JCT～徳島東IC(仮称))の整備	4	徳島県	工事促進中(H30)	供用(R3)	西日本高速道路株式会社
四国横断自動車道(徳島東IC(仮称)～小松島IC(仮称))の整備	5	国	工事促進中(H30)	工事促進中(R4)	国
四国横断自動車道津田地区への追加IC設置	6	徳島県	工事推進中(H30)	設置(R2)	徳島県
徳島環状道路(延長約35km)の整備	7	国	工事施工中(H30)	工事促進中(R4)	国、徳島県
徳島小松島港沖洲(外)地区の防波堤の延伸整備	8	徳島県	防波堤延伸(H30)	完成(R1)	国、徳島県
徳島東ICと複合一貫輸送ターミナルを直結する臨港道路の整備	9	徳島県	整備中(H30)	部分供用(R3) 完成(R4)	徳島県
「津波避難対策緊急事業計画」の策定支援	10	徳島県	75.0%(H30)	100%(R4)	国、徳島県
広域防災拠点となる県営都市公園設備の防災機能強化(対象3公園)	11	徳島県	調査設計着手(H30)	9設備工事着手(R4)	徳島県
鉄道高架事業の推進	12	徳島県	関係機関協議(H30)	用地買収中(R4)	徳島県、 四国旅客鉄道株式会社
吉野川・今切川の地震・津波対策の促進	13	国	工事施工中(H30)	工事促進中(R4)	国
水門・樋門等の自動化・閉鎖率	14	国	100%(H30)	100%(R4)	国
吉野川・今切川の整備の促進	15	国	工事施工中(H30)	工事施工中(R4)	国
県管理河川(重点対策河川)の整備の推進	16	徳島県	70%(H30)	80%(R4)	徳島県
危機管理型水位計の整備	17	徳島県	—(H30)	50箇所(R4)	国、徳島県
		国	—(H30)	0箇所(R2)	
洪水浸水想定区域図の作成	18	徳島県	9河川(H30)	16河川(R1)	国、徳島県
		国	2河川(H30)	2河川(R1)	
洪水タイムラインの作成	19	徳島県	4河川(H30)	16河川(R1)	国、徳島県
		国	—(H30)	3河川(R1)	
海岸におけるソフト・ハード一体的な高潮・侵食対策の推進	20	徳島県	推進(H30)	推進(R4)	国、徳島県
老朽化対策に着手した施設数 (排水機場、橋梁、トンネル、都市公園、港湾施設、漁港施設)	21	国	排水機場 0基(H30)	排水機場 1基(R4)	国
			橋梁 5橋(H30)	橋梁 7橋(R4)	国
			トンネル 1トンネル(H30)	トンネル 1トンネル(R4)	国
土砂災害の危険性のある要配慮者利用施設及び避難所の保全施設数(累計)	22	徳島県	305施設(H30)	355施設(R4)	国、徳島県
土砂災害警戒区域の指定率	23	徳島県	81%(H30)	100%(R1)	徳島県
農業用ため池に関するデータベース整備・周知	24	徳島県	—(H30)	整備・周知(R2)	農林水産省
B C P策定病院数	25	徳島県	20病院(H30)	40病院(R4)	徳島県
事前復興の取組の推進	26	徳島県	—(H30)	24市町村(R4)	徳島県
緊急輸送道路における重点整備区間の改良率	27	徳島県	65%(H30)	75%(R4)	国、徳島県、 西日本高速道路株式会社
		国	1箇所・5.9km(H30)	1箇所・5.9km(R4)	

※重要業績指標の現状値及び目標値について、内訳欄が「徳島県」の場合は、徳島県国土強靱化地域計画(令和元年11月)で示された県内全体での値を示す。
内訳欄が「国」の場合は、国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所管轄のうち、徳島市に該当する値を示す。

第5章 施策の重点化

4つの基本目標を達成するため、本市の直面するリスクを踏まえ、41のプログラムのうち、特に重要となる17のプログラムを重点化の対象とする。

●重点化すべきプログラムに係る「起きてはならない最悪の事態」

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
① ② ③ ④ 人本市迅速 命市民速 の及のな 保び財復 護社産旧 が会及・ 最のび復 大重公興 限要共を 図な施可 ら機設能 れ能のに るが被す 致害る 命の最 な小障 化害が を図受 られ けれ ずる 維 持 さ れ る	<1>大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る <2>救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する <3>必要不可欠な行政機能は確保する <4>必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する <5>経済活動を機能不全に陥らせない <6>ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる <7>制御不能な複合災害・二次災害を発生させない <8>地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊）や大雪等による多数の死傷者の発生
		2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-7	劣悪な避難生活環境・トイレ環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生
		3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、臨時情報や津波警報等の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水・ごみ処理施設等の長期間にわたる機能停止
		7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-5	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

第6章 計画の推進と進捗管理

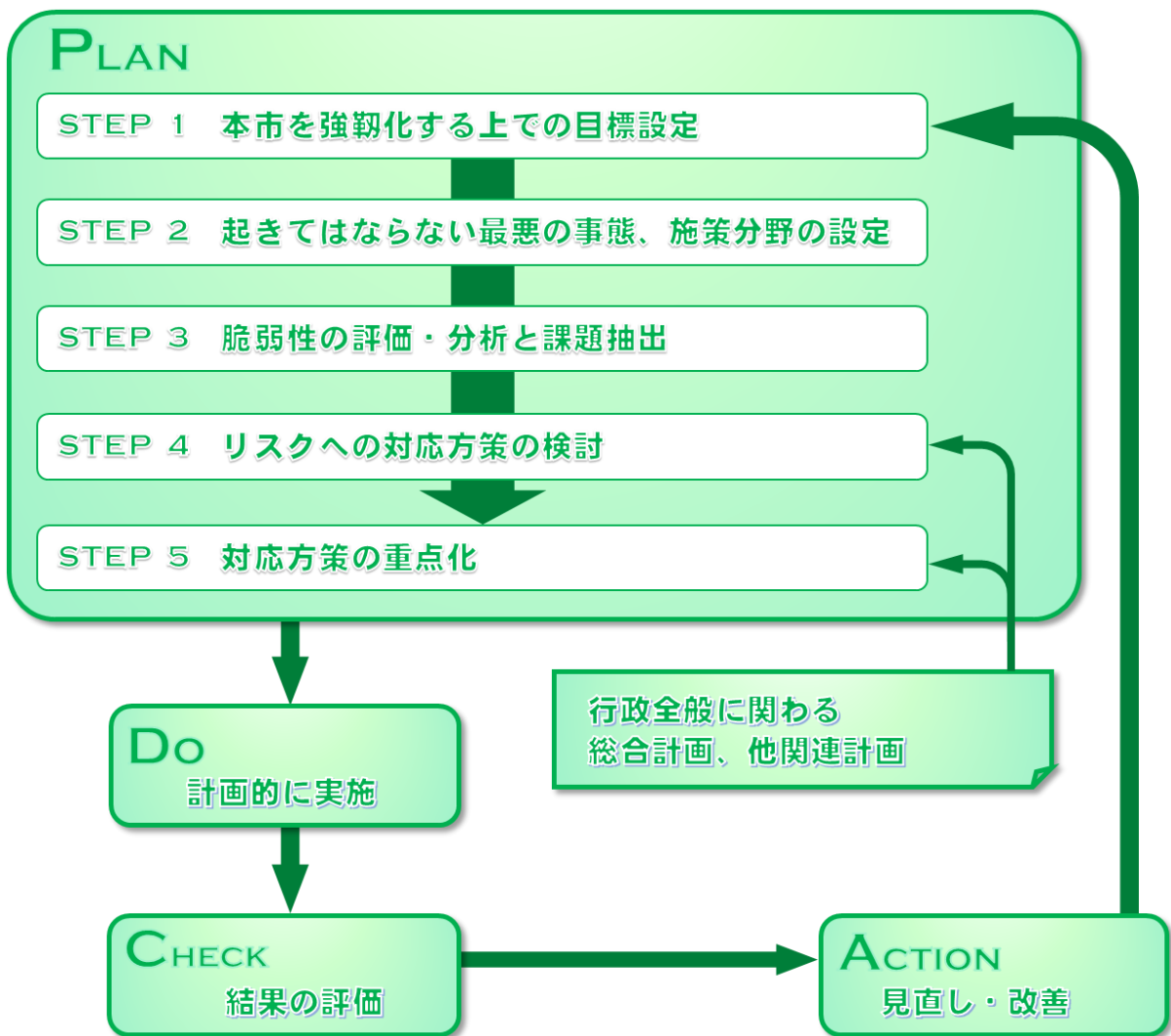
1 推進体制

計画の推進については、徳島市、国、徳島県、民間事業者、NPO 団体、市民等の叡智を結集し、本市の総力を挙げた体制で、各々が単独または連携して取り組むものとする。

また、南海トラフ巨大地震による災害は、超広域災害となる可能性が高いことから、官民を挙げて広域連携を構築するものとする。さらに、今後、県域を超えた広域での地域計画の策定が課題になると考えられることから、これを念頭に置いて連携を図る必要がある。

2 計画の進捗管理と見直し

地域計画による本市の強靱化を着実に推進するため、計画の進捗管理と見直しを行うための体制を整備し、プログラムごとに設定した重要業績指標の目標値を用いて進捗管理を行うとともに、プログラムの見直しはPDCA サイクルを繰り返して適切に行うものとする。なお、重要業績指標については、プログラムの達成度や新たな施策の導入等に応じて継続的に見直すものとする。



PDCA サイクルによる進捗管理と見直し

参 考 资 料

計画の策定経過

令和元年

- 7月25日** **第1回 徳島市国土強靱化地域計画 策定会議**
(1) 徳島市国土強靱化地域計画の策定体制について
(2) 国土強靱化地域計画の概要について
(3) 今後のスケジュール（案）について
- 10月15日** **第1回 徳島市国土強靱化地域計画 策定会議幹事会**
(1) 徳島市国土強靱化地域計画の策定体制について
(2) 徳島市国土強靱化地域計画の概要について
(3) 策定スケジュールについて
(4) 各部局への施策調査依頼について
- 11月18日** **第2回 徳島市国土強靱化地域計画 策定会議**
(1) 徳島市国土強靱化地域計画策定市民会議の開催について
(2) 徳島市国土強靱化地域計画の策定スケジュールの変更について
- 11月20日** **第1回 徳島市国土強靱化地域計画 策定市民会議**
○委員へ委嘱状を交付
(1) 国土強靱化の解説
(2) 地域計画策定の進め方
(3) 徳島県地域計画の状況
(4) 次回以降の課題
- 11月25日** **防災対策特別委員会報告**
- 12月13日** **令和元年第5回定例会 建設委員会報告**

令和2年

- 1月10日** **第2回 徳島市国土強靱化地域計画 策定市民会議**
(1) 徳島市国土強靱化地域計画案について
- 2月10日** **第3回 徳島市国土強靱化地域計画 策定市民会議**
(1) 徳島市国土強靱化地域計画案について
- 2月13日** **第3回 徳島市国土強靱化地域計画 策定会議**
(1) 徳島市国土強靱化地域計画案について
(2) 今後のスケジュールについて
- 2月20日** **防災対策特別委員会報告**
- 3月3日** **建設委員会報告**
- 3月27日** **計画公表（徳島市国土強靱化地域計画）**

令和2年

7月20日

第1回 徳島市国土強靱化地域計画 推進会議

- (1) 徳島市国土強靱化地域計画の推進体制について
- (2) 令和2年度における国土強靱化地域計画の取り組みについて
- (3) 今後のスケジュールについて

8月25日

第1回 徳島市国土強靱化地域計画 推進会議幹事会

- (1) 徳島市国土強靱化地域計画の推進体制について
- (2) 令和2年度における徳島市国土強靱化地域計画の取組みについて
- (3) 今後のスケジュールについて
- (4) 各部局への調査依頼について

8月27日

第1回 徳島市国土強靱化地域計画 推進市民会議

- 委員へ委嘱状を交付
- (1) 徳島市国土強靱化地域計画の令和2年度の取組みについて
 - (2) 今後のスケジュールについて

11月5日

第2回 徳島市国土強靱化地域計画 推進市民会議

- (1) 「別紙1 施策及び重要業績指標一覧」について
- (2) 「別紙3 脆弱性評価結果」について

11月13日

第2回 徳島市国土強靱化地域計画 推進会議

- (1) 徳島市国土強靱化地域計画肉付け素案について
- (2) 今後のスケジュールについて

令和3年

2月4日

第3回 徳島市国土強靱化地域計画 推進市民会議

- (1) パブリックコメント手続きの意見取扱結果について
- (2) 徳島市国土強靱化地域計画肉付け案の修正箇所等について
- (3) 徳島市国土強靱化地域計画推進市民会議設置要綱の改正について

2月12日

第3回 徳島市国土強靱化地域計画 推進会議

- (1) パブリックコメント手続きの意見取扱結果について
- (2) 徳島市国土強靱化地域計画肉付け案について

2月18日

防災対策特別委員会報告

3月12日

建設委員会報告

3月22日

計画公表（徳島市国土強靱化地域計画【令和2年度版】）

6月30日

令和3年度第1回 徳島市国土強靱化地域計画 推進会議

- (1) 徳島市国土強靱化地域計画の推進体制について
- (2) 令和3年度における国土強靱化地域計画の取り組みについて
- (3) 今後のスケジュールについて

令和3年

7月13日

令和3年度第1回 徳島市国土強靱化地域計画 推進会議幹事会

- (1) 徳島市国土強靱化地域計画の推進体制について
- (2) 令和3年度における国土強靱化地域計画の推進方針について
- (3) 今後のスケジュールについて
- (4) 各部局への調査依頼について

9月17日

令和3年度第1回 徳島市国土強靱化地域計画 推進市民会議 (書面開催)

- (1) 副会長専任の報告について
- (2) 重要業績指標進捗状況について
- (3) 今年度における国土強靱化地域計画の推進方針について
- (4) 令和3年度推進スケジュールについて

10月17日

令和3年度第2回 徳島市国土強靱化地域計画 推進会議

- (1) 徳島市国土強靱化地域計画の重要業績指標の進捗状況について
- (2) 徳島市国土強靱化地域計画の新規施策及び重要業績指標の調査について

令和4年

1月6日

令和3年度第2回 徳島市国土強靱化地域計画 推進市民会議

- (1) 令和3年度新規施策及び重要業績指標一覧について
- (2) 重要業績指標の進捗状況等の修正について

2月3日

令和3年度第3回 徳島市国土強靱化地域計画 推進会議

- (1) 令和3年度新規施策及び重要業績指標一覧について

2月18日

防災対策特別委員会報告

2月24日

総務委員会報告

3月22日

計画公表(徳島市国土強靱化地域計画【令和3年度版】)

6月20日

令和4年度第1回 徳島市国土強靱化地域計画 推進会議

- (1) 令和4年度徳島市国土強靱化地域計画の推進体制について
- (2) 令和4年度における徳島市国土強靱化地域計画の推進方針について
- (3) 今後のスケジュールについて

7月1日

令和4年度第1回 徳島市国土強靱化地域計画 推進会議幹事会

- (1) 令和4年度徳島市国土強靱化地域計画の推進体制について
- (2) 令和4年度における徳島市国土強靱化地域計画の推進方針について
- (3) 今後のスケジュールについて
- (4) 各部局への調査依頼事項

9月22日

令和4年度第1回 徳島市国土強靱化地域計画 推進市民会議

- (1) 報告：徳島市国土強靱化地域計画推進市民会議設置要綱の改正について

(2) 令和4年度における徳島市国土強靱化地域計画の推進方針・推進スケジュールについて

(3) 重要業績指標の進捗状況等について

10月25日

令和4年度第2回 徳島市国土強靱化地域計画 推進会議

(1) 重要業績指標の進捗状況等について

(2) 新規施策及び重要業績指標の調査について

令和5年

1月13日

令和4年度第2回 徳島市国土強靱化地域計画 推進市民会議

(1) 施策及び重要業績指標一覧について（令和4年度版計画）

(2) 重要業績指標の進捗状況等の修正について

2月6日

令和4年度第3回 徳島市国土強靱化地域計画 推進会議

(1) 施策及び重要業績指標一覧について（令和4年度版計画）

(2) 重要業績指標の進捗状況等の修正について

2月20日

防災対策特別委員会報告

2月28日

総務委員会報告

3月20日

計画公表（徳島市国土強靱化地域計画【令和4年度版】）

徳島市国土強靱化地域計画策定会議設置要綱

(設置)

第1条 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号。以下「基本法」という。）第13条の規定に基づき、大規模自然災害等に対する必要な事前防災・減災、迅速な復旧復興に資する施策を推進するための徳島市国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）の策定を円滑に行うため、徳島市国土強靱化地域計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定会議は、前条の目的を達成させるため、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本法に基づく地域計画の策定に関すること。
- (2) 地域計画に関すること。

(組織)

第3条 策定会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもってあてる。
- 3 副会長は、第一副市長及び第二副市長をもってあてる。
- 4 委員は、企画政策局長、総務部長、財政部長、市民環境部長、保健福祉部長、経済部長、都市整備部長、土木部長、危機管理局長、消防局長、水道局長、交通局長、病院局長、教育長及び理事をもってあてる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、前項に規定する委員以外の者を委員に指定することができる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、策定会議を総理し、策定会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、あらかじめ会長が指名する副会長にその職務を代理させることができる。

(会議)

第5条 策定会議は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、策定会議の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(幹事会)

第6条 地域計画を策定するにあたり、調査又は審議する事項について必要があると認めるときは、策定会議に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、土木部長の職にある者をもってあて、副幹事長は危機管理局長の職にある者をもってあてる。
- 4 幹事は、企画政策局次長、行政管理総室長、総務部副部長、財政部副部長、税務事務所

長、市民環境部副部長、保健福祉部副部長、福祉事務所長、経済部副部長、都市整備部副部長、土木部副部長、危機管理局次長、消防局次長、会計管理者、教育次長、水道局次長、交通局次長及び病院局次長の職にある者のうちから会長が指名する。

5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

7 専門的な事項についての調査及び検討を行うため、幹事長は、必要があると認めるときは、関係職員で構成するワーキンググループを置くことができる。

(庶務)

第7条 策定会議の庶務は、土木部土木政策課（主）及び危機管理局危機管理課（従）において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月18日から施行する。

徳島市国土強靱化地域計画策定会議名簿

	所属・職名	氏名
会 長	市長	遠 藤 彰 良
副 会 長	第一副市長兼企画政策局長事務取扱	平 山 元
	第二副市長	松 本 泰 典
委 員	総務部長兼理事	都 築 伸 也
	財政部長兼理事	成 谷 雅 弘
	市民環境部長	黒 川 義
	理事	尾 崎 覚
	保健福祉部長	久 保 英 夫
	理事兼子ども・子育て推進総室長	大 西 範 雄
	経済部長	林 博 信
	理事兼経済部副部長	須 藤 浩 三
	都市整備部長兼理事	旭 仁 史
	土木部長	石 川 稔 彦
	危機管理局長	宮 内 正 彦
	消防局長	小 池 和 成
	水道局長	山 口 啓 三
	交通局長	大 西 孝 佳
	病院局長	久次米 浩 文
教育長	石 井 博	

[会長・副会長・委員 計 19名]

徳島市国土強靱化地域計画策定会議幹事会名簿

	所属・職名	氏名
幹事長	土木部長	石川 稔彦
副幹事長	危機管理局長	宮内 正彦
幹事	企画政策局次長	橋本 由加里
	行政管理総室長	西山 浩市
	総務部副部長	鈴田 善美
	財政部副部長	井内 康夫
	税務事務所長	川原 正樹
	市民環境部副部長	大澤 昇司
	市民環境部副部長	藤井 速資
	保健福祉部副部長	高島 誠一
	福祉事務所長	鈴江 正
	経済部副部長	坂本 亨
	都市整備部副部長	有本 正博
	都市整備部副部長	藤田 稔夫
	土木部副部長	弘田 昌紀
	土木部副部長	北岡 武
	危機管理局次長	中野 和宏
	消防局次長	亀井 香
	消防局次長	平井 勝
	会計管理者	清部 敢司
	教育次長	井上 圭三
	教育次長	山尾 士朗
水道局次長	辻 裕之	
交通局次長	松平 芳典	
病院局次長	森 久寿	

[幹事長・副幹事長・幹事 計 25名]

徳島市国土強靱化地域計画策定市民会議設置要綱

(設置)

第1条 国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)第13条に規定する国土強靱化地域計画(以下「計画」という。)の策定に関し専門的知見から検討するため、徳島市国土強靱化地域計画策定市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、徳島市国土強靱化地域計画の策定及び国土強靱化に関する施策の推進について審議し、意見を述べる。

(組織及び任期)

第3条 市民会議の委員は、別表に掲げる者とし、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、計画策定の完了日までとし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 市民会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

4 副会長は、委員の中から会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、必要に応じて会議を招集し、議長として市民会議を進行する。

2 会長は、必要があると認められるときは、委員以外の者を市民会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 市民会議の庶務は、土木部土木政策課(主)及び危機管理局危機管理課(従)において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月8日から施行する。

別表(第3条関係)

所 属	役職	氏 名	備考
津田新浜地区自主防災会連絡協議会	女性部会長	浅 樋 文 子	
一般社団法人 徳島市医師会	常任理事	上 山 裕 二	
公募委員		大 宮 佐 知 子	
徳島県警察 徳島中央警察署	署長	檜 山 憲 法	
西日本電信電話株式会社 徳島支店	支店長	佐 々 木 保 彰	
徳島市消防団	団長	佐 野 孝 夫	副会長
四国旅客鉄道株式会社 安全推進室	副室長	高 木 和 彦	
徳島大学 総合科学部	准教授	田 口 太 郎	
四国電力株式会社 送配電カンパニー 徳島支社	総務部長	堤 徳 久	
公募委員		内 藤 佐 和 子	
四国ガス株式会社 徳島支店	支店長	中 川 隆 史	
徳島大学 環境防災研究センター	教授	中 野 晋	会 長
社会福祉法人 徳島市社会福祉協議会	副会長	板 東 恵 子	
一般社団法人 徳島市歯科医師会	副会長	坂 東 光 美	
西日本高速道路株式会社 四国支社 徳島高速道路事務所	所長	平 松 寛 之	
国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所	事務所長	宮 藤 秀 之	

※50音順

徳島市国土強靱化地域計画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号。以下「基本法」という。）第13条の規定に基づき策定した徳島市国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）の推進体制を構築し、進捗管理及び見直し等の事務を円滑に行うため、徳島市国土強靱化地域計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、前条の目的を達成させるため、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域計画の推進に関すること。
- (2) 地域計画の進捗管理及び内容の見直し等に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもってあてる。
- 3 副会長は、第一副市長及び第二副市長をもってあてる。
- 4 委員は、企画政策部長、総務部長、財政部長、市民文化部長、環境部長、健康福祉部長、子ども未来部長、経済部長、都市建設部長、危機管理局長、消防局長、上下水道局長、交通局局長、病院局長、教育長、政策調整監及び理事をもってあてる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、前項に規定する委員以外の者を委員に指定することができる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、推進会議を総理し、推進会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、あらかじめ会長が指名する副会長にその職務を代理させることができる。

(会議)

第5条 推進会議は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、推進会議の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(幹事会)

第6条 策定した地域計画に関し、進捗管理、調査又は審議する事項について必要があると認めるときは、推進会議に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、危機管理局長の職にある者をもってあて、副幹事長は都市建設部長の職にある者をもってあてる。
- 4 幹事は、企画政策部副部長、総務部副部長、財政部副部長、税務事務所長、市民文化部副部長、環境部副部長、健康福祉部副部長、福祉事務所長、子ども未来部副部長、経済部副部

長、都市建設部副部長、危機管理局次長、消防局次長、会計管理者、教育次長、上下水道局次長、交通局次長及び病院局次長の職にある者のうちから会長が指名する。

5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

7 専門的な事項についての調査及び検討を行うため、幹事長は、必要があると認めるときは、関係職員で構成するワーキンググループを置くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、危機管理局危機管理課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

徳島市国土強靱化地域計画推進会議名簿

令和4年4月1日現在

	所属・職名	氏名
会 長	市長	内 藤 佐和子
副会長	第一副市長	久次米 浩 文
	第二副市長	折 野 好 信
委 員	企画政策部長	飯 田 博 司
	政策調整監	安 部 佳 宏
	総務部長兼理事	扶 川 康 文
	財政部長	川 端 佑 典
	市民文化部長	大 谷 道 徳
	環境部長	横 山 昇
	健康福祉部長	高 島 誠 一
	子ども未来部長兼理事	鶴 澤 宏 明
	経済部長	鈴 田 善 美
	都市建設部長	森 久 寿
	理事	北 岡 武
	危機管理局長	犬 伏 伴 都
	理事	大 西 範 雄
	消防局長	平 井 勝
	上下水道局長	久 米 好 雄
	上下水道局理事	辻 裕 之
	交通局長	角 元 和 彦
病院局長	濱 野 暢 夫	
教育長	松 本 賢 治	

[会長・副会長・委員 計 22人]

徳島市国土強靱化地域計画推進会議幹事会名簿

令和4年4月1日現在

	所属・職名	氏名
幹事長	危機管理局長	犬 伏 伴 都
副幹事長	都市建設部長	森 久 寿
幹 事	企画政策部副部長	浦 聡 明
	総務部副部長	元 木 利 昭
	総務部副部長	武 田 吉 史
	財政部副部長	青 木 英 樹
	税務事務所長	杉 本 正 春
	市民文化部副部長	吉 田 高 志
	環境部副部長	大久保 達 人
	健康福祉部副部長	山 尾 士 朗
	健康福祉部副部長兼福祉事務所長	竹 原 義 典
	子ども未来部副部長	森 口 泰 治
	経済部副部長	青 木 啓 二
	経済部副部長	宮 本 和 幸
	都市建設部副部長	前 田 充 弘
	都市建設部副部長	粟飯原 史 朗
	危機管理局次長	日 下 正 和
	消防局次長	桐 本 雅 史
	消防局次長兼東消防署長	柳 澤 延 昭
	会計管理者	八 幡 建 志
	教育次長	松 尾 真千子
教育次長	藤 井 速 資	
上下水道局次長	谷 哲 也	
交通局次長	福 田 秀 明	
病院局次長兼市民病院事務部事務長	加 藤 誠 治	

[幹事長・副幹事長・幹事 計 25人]

徳島市国土強靱化地域計画推進市民会議設置要綱

(設置)

第1条 国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条の規定に基づき策定した徳島市国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）の推進に関し、専門的知見や市民の意見を反映させるため、徳島市国土強靱化地域計画推進市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 市民会議は、市が地域計画に関して指定する事項に対し、専門的知見又は幅広い視点から検討し意見を述べる。

(組織及び任期)

第3条 市民会議は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 市民会議の委員は、学識経験者、各種団体代表者及び公募市民のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、就任した日から2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 人事異動等による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 市民会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、必要に応じて会議を招集し、議長として市民会議を進行する。

- 6 会長は、必要があると認められるときは、委員以外の者を市民会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(書面による審議)

第6条 会長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。

- 2 書面による審議における審査会の議事は、委員の過半数が当該書面による審議に参加したうえで、当該参加した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 市民会議の庶務は、危機管理課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月15日から施行する。

徳島市国土強靱化地域計画推進市民会議 委員名簿

(令和4年8月27日)

(敬称略、五十音順)

No	氏名	所属	役職
1	浅樋 文子	津田新浜地区自主防災会連絡協議会	女性部会長
2	阿部 康二	公募委員	
3	上山 裕二	一般社団法人 徳島市医師会	常任理事
4	大宮 佐知子	公募委員	
5	賀好 宏文	徳島市消防団	団長
6	勝浦 康二	徳島商工会議所	中小企業相談所長
7	島田 和男	徳島市コミュニティ連絡協議会	会長
8	鈴江 和好	徳島県危機管理環境部とくしまゼロ作戦課事前復興室	室長
9	関 健太郎	国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所	事務所長
10	田尾 伸悟	四国電力送配電株式会社 徳島支社	総務部長
11	高橋 俊雄	徳島県警察 徳島中央警察署	署長
12	田口 太郎	徳島大学総合科学部	准教授
13	中野 晋	徳島大学 環境防災研究センター	特命教授
14	林 英樹	西日本高速道路株式会社 四国支社 徳島高速道路事務所	所長
15	板東 恵子	社会福祉法人 徳島市社会福祉協議会	副会長
16	坂東 光美	一般社団法人 徳島市歯科医師会	副会長